

1 第203回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第203回国会（臨時会）は、令和2年（2020年）10月26日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、衆参両院の本会議において、12月5日までの41日間とする旨議決された。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、15常任委員長（内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科学、厚生労働、経済産業、国土交通、環境、基本政策、予算、決算、行政監視、議院運営）の辞任、16常任委員長の選挙（欠員中の農林水産含む）、7特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、地方消費者、震災復興）の設置等が行われた。また、10月29日の本会議で、賀詞案起草に関する特別委員会が設置された。

衆議院では、召集日当日の本会議で、常任委員長の辞任及び選挙、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）の設置等が行われた。

(所信表明演説・質疑)

召集日当日、衆参両院の本会議で、菅内閣総理大臣の就任後初の所信表明演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で10月28日及び29日、参議院で同29日及び30日にそれぞれ行われた。

(予算委員会)

11月2日及び4日に衆議院の予算委員会が、同5日及び6日に参議院の予算委員会が、いずれも菅内閣総理大臣以下全大臣出席の下、行われた。

(慶賀)

10月29日の本会議において、立皇嗣の礼につき慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇嗣殿下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、立皇嗣の礼につき天皇陛下並びに皇嗣殿下に奉呈する賀詞案起草のため、賀詞案起草に関する特別委員会を設置することに決した。同日、休憩を挟み再開後の本会議で、賀詞案起草に関する特別委員長から報告があった後、特別委員会起草の賀詞案は可決された。議長は、11月8日、皇居において天皇陛下にお目にかかり、また、赤坂東邸において皇嗣殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈し、同20日の本会議で賀詞を奉呈した旨報告した。

(新型コロナウイルス感染症対策)

参議院における新型コロナウイルス感染症対策として、第201回国会、第202回国会に引き続き、本会議や各委員会において、議員同士の間隔を広げて着席し、議場においては起立採決を採用する等の対応を行った。

なお、議場内でのマスクの着用について、4月2日（第201回国会）の議院運営委員会理事会の申合せにおいて「着用を努めること」とされたが、10月23日の同理事会において、「着用すること」と改められた。一方で、同29日及び30日の

代表質問の際、登壇する発言者については、表情表現等の観点から、マスクの着用について本人の意思を尊重することとされ、発言者がマスクを着用しなかった場合は、発言終了後、都度、参事が消毒作業を実施した。ただし、当該対応はこの両日に限られ、その後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況の悪化等も踏まえ、発言者についてもマスクを着用することとされた。

その他、参観等については引き続き人数制限や検温の実施等の条件のもとで実施するなど、様々な措置が継続して採られた。

(会期延長をめぐる動き)

会期最後の平日に当たる12月4日、衆議院において、立憲民主党、日本共産党、国民民主党及び社会民主党の野党各党から衆議院議長に対し、新型コロナウイルス感染症に対し万全の対策を講じるため、12月28日まで23日間の会期延長を求める申入れを行った。本申入れに関し、同日の衆議院議院運営委員会において会期延長の件が諮られ賛成少数により否決、衆議院本会議においては会期延長に関し議長が発言するなど、第200回国会、第201回国会と同様に野党から会期延長を求める展開となったが、当初会期のとおり、12月5日に閉会した。

2 予算・決算

(1) 予算委員会

衆議院予算委員会では、11月2日及び4日、菅内閣総理大臣以下全大臣出席の下、予算の実施状況に関する件について質疑が行われた。参議院予算委員会においても、同5日及び6日、菅内閣総理大臣以下全大臣出席の下、予算の執行状況

に関する調査を議題とし、質疑が行われた。

(2) 令和元年度決算

令和元年度決算外2件は、11月20日に提出された後、参議院では、同30日の本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出7件、継続3件のうち、9件が成立した(成立率90%)。

参議院議員提出法律案は、今国会提出23件のうち、1件が成立した(成立率4.3%)。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出9件、継続65件のうち、5件が成立した

(成立率6.8%)。

条約は、今国会提出1件が承認された。

決議案は、今国会提出2件のうち、1件が可決された(可決率50%)。

(1) 予防接種法等改正案

現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、当該感染症に係る臨時の予防接種の実施について定めるとともに、当該感染症に係るワクチン

の製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償することができることとするほか、検疫感染症以外の感染症について検疫法の規定を準用する期間を延長できることとする「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案」（閣法第1号）が、10月27日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同11日に趣旨説明を聴取し、同13日から質疑を行った。同18日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

11月19日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月20日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同24日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。12月1日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

12月2日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（2）日英EPA

日本と欧州連合離脱後の英国との間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を促進し、投資の機会を増大さ

せるとともに、電子商取引、知的財産の保護等の分野における協力を強化する

「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件」（閣条第1号）が、11月4日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外務委員会で、同13日に趣旨説明を聴取し、同18日に質疑を行った。同日に質疑を終局し、同20日に討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

11月24日の本会議において、同件は承認され、参議院に送付された。

参議院では、11月27日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外交防衛委員会で、12月1日に趣旨説明を聴取し、同3日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

12月4日の本会議において、同件は承認され、国会の承認を得た。

（3）決議案

参議院では、11月20日の本会議において、気候非常事態宣言決議案が可決された。

4 その他

（1）参議院各会派代表者懇談会

12月2日、議長、副議長、議院運営委員長及び各会派の代表者が出席して参議

院各会派代表者懇談会が開催された。同懇談会では、議長から、参議院の組織と運営の諸問題等を調査検討するため、各

会派の代表者から成る「参議院改革協議会」を設置することが提案され、その方向性について確認された。

（２）国会同意人事案件

今国会に提出された４機関１１名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

（３）情報監視審査会

審査会は４回開催された。

１１月１２日の審査会において、令和元年９月１日から同２年８月３１日までを対象期間とした審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する年次報告書（令和２年１１月）を議決し、議長に提出した。その後、同２０日の本会議において、会長が同報告書の概要等について、報告を行った。

また、６月１６日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、１１月１８日に河野国務大臣から説明を聴き、１２月２日に政府から補足説明を聴いた後、質疑を行った。さらに同日、本審査会の年次報告書（令和元年１２月）における指摘事項について説明を、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」の一部変更について報告を、それぞれ政府から聴いた後、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。

（４）議会開設百三十年記念行事

明治２３年に我が国に初めて議会が開設されて以来、本年で１３０年を迎えたことを祝し、１１月２９日、天皇皇后両陛下の御

臨席のもとに、眞子内親王殿下が御列席になり、衆参両院議員、国務大臣、各界代表などが参集し、参議院議場において、議会開設百三十年記念式典が行われた。また、議会政治展示会が国立国会図書館において１２月１０日から２３日まで行われた。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、記念式典の開催に当たっては、１０年前の議会開設百二十年記念式典に比して参列者数が縮減されたほか、天皇皇后両陛下を含め全ての参列者が常時マスクを着用することとされた。また、国会特別参観は行われなかった。

2 参議院役員等一覽

役員名		召集日(2. 10. 26)	会期中選任
議長	長	山東 昭子 (無)	
副議長	長	小川 敏夫 (無)	
常任委員 長	内閣総務	森屋 宏 (自民) *	
	法務	浜田 昌良 (公明) *	
	外交防衛	山本 香苗 (公明) *	
	財政金融	長峯 誠 (自民) *	
	文教科学	佐藤 信秋 (自民) *	
	厚生労働	太田 房江 (自民) *	
	農林水産	小川 克巳 (自民) *	
	経済産業	上月 良祐 (自民) *	
	国土交通	有田 芳生 (立憲) *	
	環境	江崎 孝 (立憲) *	
	基本政策	長浜 博行 (立憲) *	
	予算	大塚 耕平 (民主) *	
	決算	山本 順三 (自民) *	
	行政監視	野村 哲郎 (自民) *	
	議院運営	野田 国義 (立憲) *	
懲罰	水落 敏栄 (自民) *		
		室井 邦彦 (維新)	
特別委員 長	災害対策	新妻 秀規 (公明) *	
	沖縄・北方	鈴木 宗男 (維新) *	
	倫理選挙	松村 祥史 (自民) *	
	拉致問題	山谷 えり子 (自民) *	
	O D A	松下 新平 (自民) *	
	地方消費者	石井 浩郎 (自民) *	
	震災復興 賀詞案起草	杉尾 秀哉 (立憲) *	
		水落 敏栄 (自民)	2. 10. 29
調査会 長	国際経済	鶴保 庸介 (自民)	
	国民生活	芝 博一 (立憲) *	
	資源	宮沢 洋一 (自民)	
憲法審査会会長		林 芳正 (自民)	
情報監視審査会会長		藤井 基之 (自民) *	
政治倫理審査会会長		金子 原二郎 (自民) *	
事務総長		岡村 隆司	

* 召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 4. 7.25 任期満了			② 7. 7.28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・国民の声	114 (18)	20 (5)	39 (5)	59 (10)	18 (3)	37 (5)	55 (8)
立 憲 民 主 ・ 社 民	44 (14)	8 (2)	15 (5)	23 (7)	8 (2)	13 (5)	21 (7)
公 明 党	28 (5)	7	7 (3)	14 (3)	7 (1)	7 (1)	14 (2)
日 本 維 新 の 会	16 (3)	3 (1)	3 (1)	6 (2)	5	5 (1)	10 (1)
国民民主党・新緑風会	15 (4)	4 (1)	5 (2)	9 (3)	3 (1)	3	6 (1)
日 本 共 産 党	13 (5)	5 (2)	1	6 (2)	4 (1)	3 (2)	7 (3)
沖 縄 の 風	2	0	1	1	0	1	1
れ い わ 新 選 組	2 (1)	0	0	0	2 (1)	0	2 (1)
碧 水 会	2 (2)	0	0	0	0	2 (2)	2 (2)
み ん な の 党	2	1	0	1	1	0	1
各派に属しない議員	7 (4)	0	2 (1)	2 (1)	2 (1)	3 (2)	5 (3)
合 計	245 (56)	48 (11)	73 (17)	121 (28)	50 (10)	74 (18)	124 (28)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	245	48	73	121	50	74	124

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は令和4年7月25日任期満了、○印の議員は令和7年7月28日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 自由民主党・国民の声 】

(114名)

足立 敏之 (比 例)	阿達 雅志 (比 例)	青木 一彦 (鳥取・島根)
青山 繁晴 (比 例)	○赤池 誠章 (比 例)	朝日 健太郎 (東 京)
○有村 治子 (比 例)	○石井 準一 (千 葉)	石井 浩郎 (秋 田)
○石井 正弘 (岡 山)	○石田 昌宏 (比 例)	磯崎 仁彦 (香 川)
猪口 邦子 (千 葉)	今井 絵理子 (比 例)	岩井 茂樹 (静 岡)
○岩本 剛人 (北海道)	宇都 隆史 (比 例)	上野 通子 (栃 木)
江島 潔 (山 口)	○衛藤 晟一 (比 例)	小川 克巳 (比 例)
小野田 紀美 (岡 山)	○尾辻 秀久 (鹿 児 島)	大家 敏志 (福 岡)
○大野 泰正 (岐 阜)	○太田 房江 (大 阪)	岡田 直樹 (石 川)
岡田 広 (茨 城)	○加田 裕之 (兵 庫)	片山 さつき (比 例)
金子 原二郎 (長 崎)	○北村 経夫 (比 例)	こやり 隆史 (滋 賀)
○古賀 友一郎 (長 崎)	○上月 良祐 (茨 城)	佐藤 啓 (奈 良)
○佐藤 信秋 (比 例)	○佐藤 正久 (比 例)	○酒井 庸行 (愛 知)
櫻井 充 (宮 城)	○清水 真人 (群 馬)	自見 はなこ (比 例)
○島村 大 (神奈川)	進藤 金日子 (比 例)	未松 信介 (兵 庫)
○世耕 弘成 (和歌山)	関口 昌一 (埼 玉)	そのだ 修光 (比 例)
高階 恵美子 (比 例)	○高野 光二郎 (徳島・高知)	○高橋 克法 (栃 木)
○高橋 はるみ (北海道)	○滝沢 求 (青 森)	○滝波 宏文 (福 井)
○武見 敬三 (東 京)	○柘植 芳文 (比 例)	鶴保 庸介 (和歌山)
○堂故 茂 (富 山)	徳茂 雅之 (比 例)	○豊田 俊郎 (千 葉)
中川 雅治 (東 京)	中曾根 弘文 (群 馬)	中西 健治 (神奈川)
中西 哲 (比 例)	中西 祐介 (徳島・高知)	○長峯 誠 (宮 崎)
二之湯 智 (京 都)	○西田 昌司 (京 都)	野上 浩太郎 (富 山)
野村 哲郎 (鹿 児 島)	○羽生田 俊 (比 例)	長谷川 岳 (北海道)
○馬場 成志 (熊 本)	○橋本 聖子 (比 例)	○林 芳正 (山 口)
福岡 資麿 (佐 賀)	藤井 基之 (比 例)	藤川 政人 (愛 知)
藤木 眞也 (比 例)	藤末 健三 (比 例)	○古川 俊治 (埼 玉)
○堀井 巖 (奈 良)	○本田 顕子 (比 例)	○舞立 昇治 (鳥取・島根)
○牧野 たかお (静 岡)	増子 輝彦 (福 島)	松川 るい (大 阪)
松下 新平 (宮 崎)	松村 祥史 (熊 本)	○松山 政司 (福 岡)
○丸川 珠代 (東 京)	○三浦 靖 (比 例)	○三木 亨 (比 例)
三原じゅん子 (神奈川)	○三宅 伸吾 (香 川)	水落 敏栄 (比 例)
○宮崎 雅夫 (比 例)	宮沢 洋一 (広 島)	宮島 喜文 (比 例)
○宮本 周司 (比 例)	元榮 太一郎 (千 葉)	○森 まさこ (福 島)
○森屋 宏 (山 梨)	山崎 正昭 (福 井)	○山下 雄平 (佐 賀)
○山田 修路 (石 川)	○山田 太郎 (比 例)	○山田 俊男 (比 例)
山田 宏 (比 例)	山谷 えり子 (比 例)	山本 順三 (愛 媛)
○吉川 ゆうみ (三 重)	○和田 政宗 (比 例)	渡辺 猛之 (岐 阜)

【立憲民主・社民】

(44名)

青木 愛 (比 例)	有田 芳生 (比 例)	○石垣 のりこ (宮 城)
○石川 大我 (比 例)	石橋 通宏 (比 例)	○打越 さく良 (新 潟)
江崎 孝 (比 例)	○小沢 雅仁 (比 例)	○小沼 巧 (茨 城)
○勝部 賢志 (北 海 道)	○川田 龍平 (比 例)	木戸口 英司 (岩 手)
○岸 真紀子 (比 例)	○熊谷 裕人 (埼 玉)	郡司 彰 (茨 城)
小西 洋之 (千 葉)	古賀 之士 (福 岡)	斎藤 嘉隆 (愛 知)
○塩村 あやか (東 京)	芝 博一 (三 重)	杉尾 秀哉 (長 野)
○田島 麻衣子 (愛 知)	田名部 匡代 (青 森)	徳永 エリ (北 海 道)
那谷屋 正義 (比 例)	○長浜 博行 (千 葉)	難波 奨二 (比 例)
○野田 国義 (福 岡)	○羽田 雄一郎 (長 野)	白 眞勲 (比 例)
鉢呂 吉雄 (北 海 道)	福島 みずほ (比 例)	福山 哲郎 (京 都)
真山 勇一 (神 奈 川)	○牧山 ひろえ (神 奈 川)	○水岡 俊一 (比 例)
宮沢 由佳 (山 梨)	森 ゆうこ (新 潟)	○森本 真治 (広 島)
○森屋 隆 (比 例)	○横沢 高德 (岩 手)	○吉川 沙織 (比 例)
○吉田 忠智 (比 例)	蓮 舫 (東 京)	

【公 明 党】

(28名)

秋野 公造 (比 例)	伊藤 孝江 (兵 庫)	石川 博崇 (大 阪)
○河野 義博 (比 例)	熊野 正士 (比 例)	○佐々木 さやか (神 奈 川)
里見 隆治 (愛 知)	○塩田 博昭 (比 例)	○下野 六太 (福 岡)
○杉 久武 (大 阪)	高瀬 弘美 (福 岡)	○高橋 光男 (兵 庫)
竹内 真二 (比 例)	竹谷 とし子 (東 京)	谷合 正明 (比 例)
○新妻 秀規 (比 例)	西田 実仁 (埼 玉)	浜田 昌良 (比 例)
○平木 大作 (比 例)	三浦 信祐 (神 奈 川)	宮崎 勝 (比 例)
○矢倉 克夫 (埼 玉)	○安江 伸夫 (愛 知)	○山口 那津男 (東 京)
○山本 香苗 (比 例)	○山本 博司 (比 例)	横山 信一 (比 例)
○若松 謙維 (比 例)		

【日 本 維 新 の 会】

(16名)

浅田 均 (大 阪)	○東 徹 (大 阪)	石井 章 (比 例)
石井 苗子 (比 例)	○梅村 聡 (比 例)	○梅村 みずほ (大 阪)
○音喜多 駿 (東 京)	片山 大介 (兵 庫)	片山 虎之助 (比 例)
○清水 貴之 (兵 庫)	○柴田 巧 (比 例)	○鈴木 宗男 (比 例)
高木 かおり (大 阪)	○松沢 成文 (神 奈 川)	○室井 邦彦 (比 例)
○柳ヶ瀬 裕文 (比 例)		

【国民民主党・新緑風会】

(15名)

足立 信也 (大 分)	伊藤 孝恵 (愛 知)	○磯崎 哲史 (比 例)
上田 清司 (埼 玉)	○大塚 耕平 (愛 知)	川合 孝典 (比 例)
小林 正夫 (比 例)	○榛葉 賀津也 (静 岡)	○田村 まみ (比 例)

- 芳賀 道也 (山形) 浜口 誠 (比例) ○浜野 喜史 (比例)
舟山 康江 (山形) 矢田 わか子 (比例) 柳田 稔 (広島)

【日本共産党】

(13名)

- 井上 哲士 (比例) ○伊藤 岳 (埼玉) 市田 忠義 (比例)
岩渕 友 (比例) ○紙 智子 (比例) ○吉良 よし子 (東京)
○倉林 明子 (京都) ○小池 晃 (比例) 田村 智子 (比例)
大門 実紀史 (比例) 武田 良介 (比例) ○山下 芳生 (比例)
山添 拓 (東京)

【沖縄の風】

(2名)

- 伊波 洋一 (沖縄) ○高良 鉄美 (沖縄)

【れいわ新選組】

(2名)

- 木村 英子 (比例) ○船後 靖彦 (比例)

【碧水会】

(2名)

- 嘉田 由紀子 (滋賀) ○ながえ 孝子 (愛媛)

【みんなの党】

(2名)

- 浜田 聡 (比例) 渡辺 喜美 (比例)

【各派に属しない議員】

(7名)

- 安達 澄 (大分) 小川 敏夫 (東京) ○河井 あんり (広島)
○山東 昭子 (比例) ○須藤 元気 (比例) ○寺田 静 (秋田)
平山 佐知子 (静岡)

5 議員の異動

第202回国会閉会後及び今国会（2.10.26召集）中における議員の異動

○所属会派異動・会派所属

- － 2.10. 9 国民民主党・新緑風会に入会－
上田 清司君
- － 2.10.21 自由民主党・国民の声に入会－
増子 輝彦君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出7件が、いずれも成立した。また、衆議院で継続審査となっていた3件のうち、種苗法改正案等2件が成立し、残る1件については、衆議院において引き続き継続審査となった。

参法は、新規提出23件のうち、生殖補助医療法案1件が成立し、残る22件については、いずれも本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出9件のうち、NPO法改正案等4件が成立し、残る5件については、いずれも衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた65件のうち、1件が成立し、残る64件については、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

条約は、新規提出1件が承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた3件が、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

決算は、新規提出の令和元年度決算外2件が継続審査となり、平成二十九年度NHK決算（第197回国会提出）及び平成三十年度NHK決算（第200回国会提出）並びに新規提出の令和元年度NHK決算は、いずれも審査に入るに至らなかった。

決議案は、2件提出された。このうち、気候非常事態宣言決議案が可決され、残る1件は審査未了となった。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	7	7	0	0	0	0	0	0	
	衆 継	3	2	0	0	0	1	0	0	
参 法	新 規	2 3	1	0	0	2 2	0	0	0	
衆 法	新 規	9	4	0	0	0	5	0	0	
	衆 継	6 5	1	0	0	0	6 4	0	0	
条 約	新 規	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	衆 継	3	0	0	0	0	3	0	0	
決算その他	新 規	4	0	3	0	1				
	継 続	2	0	0	0	2				
決 議		2	1	0	0	1				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（10件）（継続3件を含む）

●両院を通過したもの（9件）（継続2件を含む）

- 1 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案
- 2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 3 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案
- 5 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 6 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

（第201回国会提出）

37 種苗法の一部を改正する法律案（修）

- 56 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したのもの（継続1件）

（第201回国会提出）

- 53 地方公務員法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（23件）

●両院を通過したもの（1件）

- 13 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案

●本院において委員会等に付託されなかったもの（22件）

- 1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
- 5 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 6 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 7 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 8 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 9 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 地方自治法の一部を改正する法律案
- 12 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 15 独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案
- 16 日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案
- 17 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 18 公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案

- 19 新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案
- 20 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案
- 21 森林法の一部を改正する法律案
- 22 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（74件）（継続65件を含む）

●両院を通過したもの（5件）（継続1件を含む）

- 4 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
- 5 交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案
- 6 スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案
- 7 令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

（第201回国会提出）

- 26 労働者協同組合法案

●衆議院において閉会中審査するに決したのもの（69件）（継続64件を含む）

- 1 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 3 低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案
- 8 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

（第195回国会提出）

- 4 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
- 8 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

（第196回国会提出）

- 2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 4 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案
- 5 東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案
- 6 対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案
- 7 原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案
- 13 主要農作物種子法案
- 18 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 21 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案

- 23 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案
- 30 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 31 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 32 公務員庁設置法案
- 33 農業者戸別所得補償法案
- 35 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 37 民法の一部を改正する法律案
- 39 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
- 42 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案

(第197回国会提出)

- 2 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 3 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 11 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
- 12 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案

(第198回国会提出)

- 6 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案
- 9 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 民法の一部を改正する法律案
- 19 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案
- 20 青少年自然体験活動等の推進に関する法律案
- 21 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
- 22 熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 23 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案
- 24 エネルギー協同組合法案
- 25 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案
- 26 手話言語法案
- 27 視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案
- 28 多文化共生社会基本法案
- 29 自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案
- 30 認知症基本法案
- 31 行政監視院法案
- 32 国会法の一部を改正する法律案
- 34 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
- 35 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
- 36 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(第200回国会提出)

- 10 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

(第201回国会提出)

- 1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案
- 3 新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案
- 4 独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案
- 9 中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案
- 11 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
- 12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案
- 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案
- 14 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案
- 15 児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案
- 18 業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案
- 19 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案
- 20 新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 21 新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 25 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案
- 27 電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案

◎条約（1件）

●両院を通過したもの（1件）

- 1 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（継続3件）

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（継続3件）

(第201回国会提出)

- 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

◎決算その他（6件）

●閉会中審査するに決したものの（3件）

- 令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書
- 令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

●委員会に付託されなかったものの（3件）

- 日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(第197回国会提出)

- 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(第200回国会提出)

- 日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（2件）

●可決したもの（1件）

- 1 気候非常事態宣言決議案

●未了のもの（1件）

- 2 香港の一国二制度の堅持を求める決議案

◎賀詞案（1件）

●可決したもの（1件）

- 賀詞案（立皇嗣の礼につき天皇陛下並びに皇嗣殿下に奉呈する賀詞案）

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 2.11.19可決 参議院 11.20厚生労働委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、当該感染症に係る臨時の予防接種の実施について定めるとともに、当該感染症に係るワクチンの製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償することができることとするほか、検疫感染症以外の感染症について検疫法の規定を準用する期間を延長できることとしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチンを指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。
- 二、一の場合において、市町村長が行う予防接種を予防接種法第6条第1項の規定による臨時に行う予防接種とみなして、同法の規定を適用する。
- 三、二の場合において、市町村が支弁する予防接種を行うために要する費用は、国が負担する。
- 四、二の場合において、予防接種の勧奨又は予防接種を受ける努力義務に係る規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。
- 五、政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に関係する者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。
- 六、検疫法第34条に基づき政令で指定する感染症に関し、当該政令で定められた期間について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、1年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(2.12.1厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、新型コロナウイルスワクチンの接種の判断が適切になされるよう、ワクチンの安全性及び有効性、接種した場合のリスクとベネフィットその他の接種の判断に必要な情報を迅速かつ的確に公表するとともに、接種の判断は国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること。また、ワクチンを接種していない者に対する差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うこと。加えて、これらの周知を行うに当たっては、ホームページ、SNSその他の各種ネットサービス等の様々な媒体を活用し、国民がそれらの情報に容易にアクセスできる環境整備に努めること。
- 二、新しい技術を活用した新型コロナウイルスワクチンの承認審査に当たっては、その使用実績が

乏しく、安全性及び有効性等についての情報量に制約があることから、国内外の治験結果等を踏まえ、慎重に行うこと。

三、新型コロナウイルスワクチンに関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査報告書については承認後速やかに公表するとともに、ワクチン承認の可否が判断される薬事・食品衛生審議会に係る議事録について、可能な限り早急に公表すること。

四、新型コロナウイルスワクチンによる副反応を疑う事象について、広く相談窓口を設置し、国民に周知すること。また、海外における情報も含め、医療機関や製造販売業者等から迅速に情報を収集・把握し、情報公開を徹底するとともに、健康被害が拡大することのないよう、的確に対応すること。さらに、PMDAにおける副反応疑い報告の収集・分析能力を強化するため、関係部署における体制強化等を図ること。

五、新型コロナウイルスワクチンには、新しい技術を活用したワクチンが含まれ得ることを踏まえ、接種に伴って健康被害が生じた場合の健康被害救済制度について、広く周知を図るとともに、迅速・円滑な運用に努めるなどの確に対応すること。

六、新型コロナウイルスワクチン確保のために製造販売業者等と損失補償契約を締結するに当たっては、損失補償を行わなければならない事態が発生した場合に、それが最終的に国民の負担となることを踏まえ、真に国が補償することが必要な損失として国民の理解が得られるものとなるように、製造販売業者等との交渉を行うこと。

七、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者の選定及び優先順位の決定に当たっては、科学的根拠に基づいて行うとともに、その理由を国民に丁寧に説明すること。

八、新型コロナウイルスワクチン接種については、大規模に実施されることとなるため、実施主体となる市町村長が円滑に接種事業を行えるように、ワクチンの流通を含む接種体制の整備や実施方法の策定などについて、国が積極的な支援を行うこと。また、各都道府県・市町村における高齢者割合や人口分布等にそれぞれ違いがあることを踏まえ、都道府県、市町村、医療機関等が地域の実情に応じた体制を構築できるよう、実施体制の整備に係る分かりやすいガイドラインを示すとともに、国庫補助の運用について関係者の意見を聴取しつつ適切に対応すること。

九、新型コロナウイルス感染症の流行地域では、医療機関や保健所等の業務が逼迫することも想定されることから、そのような状況においても予防接種が適切かつ円滑に実施されるよう、各市町村・都道府県をまたいだ広域的な支援体制の構築を進めること。

十、未知の感染症に対するワクチンの開発は、国民の生命の安全及び健康の確保という観点のみならず、危機管理の観点からも極めて重要であることから、産官学医が一体となって、国内におけるワクチンの研究開発能力及び供給能力の強化に取り組むこと。また、次期予防接種基本計画の策定に当たっては、これらの観点も踏まえた検討を行うこと。

十一、海外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等に鑑み、水際対策を徹底するため、人員や検査機材の確保など検疫所の体制強化等に取り組むこと。あわせて、国際的な人の往来再開に向けては、デジタル技術の活用も含めた公衆衛生業務の更なる効率化を図りつつ、入国後の健康フォローアップ等の取組を強化すること。

十二、新型コロナウイルス感染症に関する国民への広報やリスクコミュニケーションについて、担当する組織の在り方も含め、検討すること。

十三、新型コロナウイルス感染症に関わる情報公表の在り方について、個人に関する情報の取扱いを含め、今後、専門家や関係者の意見を聴いて具体的に検討し、関係者の理解を求めること。

十四、新型コロナウイルス感染症に関し、緊急性や注目度の高い事例が発生したときは、特に国と当該地方自治体との情報共有及び情報発信に向けた緊密な連携が重要であることに鑑み、国及び地方自治体の間や、国及び医師会等の医療関係団体の間で迅速に情報共有が図られるよう、あらかじめ発生時の対応や連絡窓口等を確認するとともに、情報交換窓口の一本化、公表内容や公表時刻の調整等に努めること。

十五、外国人や障害者、高齢者等については、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報へのアクセスが困難な場合があるため、適切な情報提供手段等について、地方自治体とも連携して検

討すること。
右決議する。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 2. 11. 20可決 参議院 11. 24災害対策特別委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、被災者の居住の安定の確保による生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 被災世帯の範囲の拡大

自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯を被災世帯に追加することとする。

二 被災者生活再建支援金の額

一により被災世帯に追加された世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の額は、世帯の区分に応じ、次のとおり定めることとする。

- 1 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100万円
- 2 その居住する住宅を補修する世帯 50万円
- 3 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円

三 その他所要の改正を行うこととする。

四 附則

この法律は、公布の日から施行することとし、この法律による改正後の被災者生活再建支援法の規定（一により被災世帯に追加された世帯に係る部分に限る。）は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用することとする。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 2. 11. 20可決 参議院 11. 20総務委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するとともに、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩和等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲を拡大するほか、日本郵便株式会社が郵便業務管理規程を定め、又はこれを変更しようとする場合における総務大臣の認可の基準のうち、郵便物の配達の方法に係る基準について、「1週間につき6日以上郵便物の配達を行うこと」とされている規定を「1週間につき5日以上郵便物の配達を行うこと」に緩和するとともに、郵便物の送達の方法に係る基準について、国際郵便を除いた郵便物を、差し出された日から原則として「3日以内に送達すること」とされている規定を「4日以内に送達すること」に緩和する。

二、一般信書便役務の定義等に関し、一の内容と同様の改正を行う。

三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2. 11. 26総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、郵政民営化から13年が経過したことを踏まえ、郵政民営化の進捗状況等について総合的に検証すること。
- 二、郵便サービスの水準を変更するに当たっては、日本郵便株式会社等と連携し、利用者に対する適切な周知を図るとともに、サービス提供に混乱が生じることがないように指導監督を行うこと。また、日本郵便株式会社において、日刊紙、選挙運動用の通常葉書の配達頻度が確保されるよう、十分配慮すること。
- 三、日本郵便株式会社が将来にわたり、郵便サービスを維持し、全国あまねく安定的にユニバーサルサービスを提供する責務を果たし、ユニバーサルサービスの質の維持・向上ができるよう支援すること。また、日本郵便株式会社による郵便のユニバーサルサービスの提供状況を注視し、必要に応じて、郵便サービスに対するニーズや社会経済の環境変化等を踏まえ、基本料金の見直しを含め郵便サービスの水準を維持するための方策を幅広く検討すること。あわせて、ユニバーサルサービスコストを国民・利用者に分かりやすい形で明示すること。
- 四、日本郵便株式会社が、非正規雇用を含む全ての社員を大切にし、長時間労働を招くことがないようにするとともに、できる限り深夜労働を減らすことができるよう、指導監督を行うこと。また、働き方改革関連法の趣旨にのっとり、雇用を維持し、処遇や労働条件の改善を図り、同一労働同一賃金を具現化するよう指導監督を行うこと。
- 五、日本郵政グループが、かんぽ生命保険の保険商品に係る不適切契約問題等によって損なわれた国民の信頼を回復するとともに、再発防止策の確かな推進と経営の健全化を早期に実現するよう指導監督を行うこと。
- 六、デジタル時代の郵政事業の在り方について、ユニバーサルサービスの維持を図りつつ、新たな時代に対応した多様かつ柔軟なサービス展開、業務の効率化等を通じ、国民・利用者の利便性向上や地域社会への貢献を推進するため、必要な環境整備について検討を行い、その実施に努めること。
右決議する。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案(閣法第4号)

(衆議院 2.11.20可決 参議院 11.30農林水産委員会付託 12.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定第一種水産動植物等に関する規制

- 1 特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種等)の採捕の事業を行う者で当該水産動植物等の譲渡しの事業を行うもの等は、当該採捕の事業が法令による権限に基づくものである旨を農林水産大臣に届け出なければならないこととし、同大臣はその者に権限があると認めるときは、当該届出に係る番号を通知することとする。
- 2 1の通知を受けた者及びその他の特定第一種水産動植物等の取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の取扱事業者への譲渡しをするときは、当該水産動植物等の名称、漁獲番号等の事項を当該取扱事業者に伝達しなければならないこととする。
- 3 特定第一種水産動植物等の取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の取扱事業者に譲渡し等をしたときは、当該水産動植物等に関する名称、重量又は数量、譲渡し等をした年月日及び漁獲番号等の事項の記録を作成し、保存しなければならないこととする。
- 4 特定第一種水産動植物等の取扱事業者は、特定第一種水産動植物等が法令に違反して採捕されたものではないこと等に該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。

二、特定第二種水産動植物等に関する規制

特定第二種水産動植物（国際的に違法・無報告・無規制漁業のおそれの大きい魚種等）等は、適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、この法律の施行に伴う所要の経過措置については公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（2.12.3農林水産委員会議決）

我が国において、違法に採捕された水産動植物が流通することにより、国内の水産資源が減少し、適正に操業を行う漁業者等の経営に影響を及ぼすおそれがある。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化することは喫緊の課題である。また、国際社会においてIUU（違法・無報告・無規制）漁業撲滅の実行が求められており、水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずることが急務である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 本法制定の第一義的目的は、国内外において違法に採捕された水産動植物の流通を防止することであることについて、漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び消費者等の国民全般に周知し、十分な理解と協力を求めること。
- 二 特定第一種水産動植物等、特定第二種水産動植物等を定めるに当たっては、我が国水産業の実情を踏まえ、漁業者、流通・加工業者の経営及び地域経済に及ぼす影響について十分に配慮し、慎重に行うこと。
- 三 漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等の制度の創設・運用に当たっては、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地・消費地市場等の過度な負担とならないよう、電子化等制度運用体制の整備に必要な支援を行うこと。
- 四 近年、我が国の排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が、頻発かつ恒常化している事態に鑑み、違法外国漁船を早急に排除し、我が国の漁船の安全操業を確保すること。また、違法漁獲物及び加工品の我が国への流入を確実に阻止すること。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）

（衆議院 2.11.19可決 参議院 11.20内閣委員会付託 11.27本会議可決）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、期末手当の改定

期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き下げる。

二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

（衆議院 2.11.19可決 参議院 11.20内閣委員会付託 11.27本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、期末手当の改定

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き下げる。

二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 2. 11. 20可決 参議院 11. 20外交防衛委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の165とする。
- 二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の167.5とする。
- 三、本法律は、公布の日から施行する。ただし、二については、令和3年4月1日から施行する。

種苗法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第37号)

(衆議院 2. 11. 19修正議決 参議院 11. 20農林水産委員会付託 12. 2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、品種登録審査実施方法の充実・見直し

出願者は品種登録の審査における現地調査又は栽培試験に係る手数料を納付することとともに、出願者が納付する出願料の上限及び育成者権者が納付する登録料の上限を引き下げることとする。

二、品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し

品種登録簿に記載された登録品種の審査特性（農林水産大臣が出願品種の審査で特定した特性のことをいう。）により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定することとする。

三、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外である、農業者が譲渡された登録品種等の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる自家増殖には育成者権の効力が及ばないとする規定を削ることとする。

四、輸出先国又は栽培地域が指定された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設等

- 1 品種登録を受けようとする者は、育成者権の適切な行使を確保するため、品種登録出願と同時に、輸出先国又は栽培地域を指定する旨を届け出ることができることとする。
- 2 輸出先国又は栽培地域が指定された登録品種等について、種苗等の譲渡後も当該輸出先国以外へ種苗等を輸出する行為又は当該栽培地域以外で収穫物を生産する行為には育成者権の効力が及ぶこととし、当該登録品種の種苗を業として譲渡する者等は、種苗又は包装に登録品種である旨の表示及び輸出先国又は栽培地域に関する制限がある旨等の表示を付さなければならないこととする。

五、施行期日

この法律は、一部を除き令和3年4月1日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、四の規定等の施行期日を令和2年12月1日から令和3年4月1日に改めること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(2. 12. 1農林水産委員会議決)

我が国の優良な登録品種は貴重な知的財産であり、これを適切に保護し、農業者の所得向上と地域の発展に寄与することが強く求められている。また、近年、我が国の優良な登録品種が海外に流

出し、他国で生産され第三国に輸出される等、我が国からの農林水産物の輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が発生している。これらの課題に対処するため、育成者権の強化を図ることが求められている。一方で、育成者権の強化が農業経営に悪影響を与えるのではないかと懸念にも十分配慮する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止を目的とした育成者権の強化が、農業者による登録品種の利用に支障を来したり、農産物生産を停滞させ食料の安定供給を脅かしたりしないよう、種苗が適正価格で安定的に供給されることを旨として施策を講じること。
- 二 稲、麦類及び大豆の種苗については、農業者が円滑に入手し利用できることが我が国の食料安全保障上重要であることに鑑み、都道府県と連携してその安定供給を確保するものとし、各都道府県が地域の実情に応じてその果たすべき役割を主体的に判断し、品種の開発、種子の生産・供給体制が整備されるよう、適切な助言を行うこと。
- 三 各都道府県が、稲、麦類及び大豆の種子の原種ほ及び原原種ほの設置等を通じて種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、我が国の農業競争力の強化を図ることを目的として、こうした知見を民間事業者を提供するという役割も担いつつ、都道府県内における稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給の状況を的確に把握し、必要な措置を講じることができるよう、環境整備を図ること。
- 四 稲、麦類及び大豆については、品種の純度が完全で優良な種子の供給を確保するため、原原種の採種ほ場では育成者が適切な管理の下で生産した種子又は系統別に保存されている原原種を使用するよう指導すること。
- 五 種苗法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に地方交付税措置を講じること。
- 六 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県等の試験研究機関が育成した登録品種に関する通常利用権の許諾については、その手続等が有機農業をはじめ農業者の負担になることのないよう、適切に運用するとともに、これらの公的試験研究機関に対してガイドラインを提示する等により、その周知徹底を図ること。
- 七 農業者が意図せずに、育成者権者の許諾を得ずに登録品種の自家増殖を行い、不利益を被ることを防止するため、農業者に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うこと。
- 八 公的試験研究機関が民間事業者に種苗の生産に関する知見を提供する場合においては、我が国の貴重な知的財産である技術や品種の海外や外国企業への流出を防止するため、適切な契約を締結する等十分留意するよう指導すること。
- 九 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターのDNA分析等の技術開発の促進や品種保護対策役の人員体制の拡充等を図るとともに、税関等の水際対策を強化すること。
- 十 登録品種の種苗の海外流出の防止に当たっては、ホームセンター等の販売員等が意図せずに登録品種の種苗を外国人に販売すること等により不利益を被ることを防止するため、ホームセンター等に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うとともに、国において適切な運用を図ること。
- 十一 海外での品種登録の取組を支援し、推進すること。
- 十二 新品種の開発は、利用者である農業者の所得や生産性の向上、地域農業の振興につながるべきものであることに鑑み、我が国において優良な植物新品種が持続的に育成される環境を整備するため、公的試験研究機関による品種開発及び在来品種の収集・保全を促進すること。また、その着実な実施を確保するため、公的試験研究機関に対し十分な財政支援を行うこと。さらに、これらの施策を推進する立法措置に関する国会における議論に資するよう、必要な情報を適時適切に提供すること。

右決議する。

地方公務員法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第53号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第56号)

(衆議院 2. 11. 19可決 参議院 11. 20文教科学委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）の開催を令和3年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、及び同年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」の題名を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。
- 二、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部について、設置期限を1年延長し、令和4年3月31日まで置かれるものとする。
- 三、令和3年においては、海の日を7月22日と、スポーツの日を7月23日と、山の日を8月8日とする。
- 四、来日する大会関係者を対象とした大会関連活動に係る法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の非課税措置について、適用期限を令和3年12月31日まで延長する。
- 五、その他大会の開催年変更に係る所要の改正を行う。
- 六、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2. 11. 26文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、政府は、本法の施行による令和3年の国民の祝日の移動について、国民の各界各層に周知徹底し、国民生活及び経済社会活動に混乱を生ずることのないよう万全を期すこと。
- 二、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「本大会」という。）の準備及び運営に当たっては新型コロナウイルス感染症対策が重要な課題となることから、政府は、東京都及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）等と連携し、感染防止対策の徹底、検査・医療体制の充実等を図ること。
- 三、本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症対策に伴い追加的な経費が必要になることが見込まれることから、政府、東京都及び大会組織委員会は、可能な限り本大会の開催に要する経費の抑制を図るとともに、追加的な経費を含めた総経費の内訳や分担について適切に情報を公開し、丁寧な説明に努めること。
- 四、本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けているオリンピック・パラリンピックの競技団体を支援するため、政府は、関係機関と連携し、迅速な相談対応及び情報共有を行うとともに、新しい生活様式における強化活動及び感染症対策に資する方策を検討すること。特に、パラアスリートがスポーツを安全・安心に実施できるよう、介助者を含め、適切な新型コロナウイルス感染症対策が講じられるよう支援すること。
- 五、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国の地方公共団体と本大会の参加国・

地域との直接的な交流が困難となっている中でも、本大会の開催が地域活性化、観光振興等に資するよう、政府全体として、関係する地方公共団体に対し、感染症対策も含め必要な支援を行うこと。

右決議する。

本院議員提出法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満了、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減並びにこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案(参第13号)

(参議院 2. 11. 16法務委員会付託 11. 20本会議可決 衆議院 12. 4可決)

【要旨】

本法律案は、個人の人権に配慮した生殖補助医療に関する法整備が求められている等の生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念及び国・医療関係者の責務について定める。
- 二、国は、妊娠及び出産並びに不妊治療に関する正しい知識の普及及び啓発に努めなければならない。
- 三、国は、生殖補助医療の提供を受けようとする者、その提供を受けた者、生殖補助医療により生まれた子等からの相談に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図らなければならない。
- 四、国は、生殖補助医療の適切な提供等を確保するために必要な法制上の措置等を講じなければならない。
- 五、生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例
 - 1 女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とする。
 - 2 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。
- 六、この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、五は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、その日以後に生殖補助医療により出生した子について適用する。
- 七、生殖補助医療の適切な提供等を確保するための次の事項その他必要な事項については、おおむね2年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置等が講ぜられるものとする。
 - 1 生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方
 - 2 生殖補助医療に用いられる精子・卵子・胚の提供又はあっせんに関する規制の在り方
 - 3 他人の精子・卵子を用いた生殖補助医療の提供を受けた者、精子・卵子の提供者及び当該生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存・管理、開示等に関する制度の在り方

【附帯決議】(2. 11. 19法務委員会議決)

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

- 一 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の提供に当たっては、以下の基本的認識に基づいて施策を講ずること。
 - 1 生殖補助医療の提供等については、それにより生まれる子の福祉及び権利が何よりも尊重されなければならないこと。
 - 2 当事者、特に女性の心身の保護及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する自己決定権）の保障が尊重、確保されなければならないこと。また、保障されるべきリプロダクティブ・ヘルス/ライツには、女性の健康の確保だけでなく、身体的にも精神的にも本人の意思が尊重され、自らの身体に係ることに自ら決定権を持つことが含まれるものであることに留意すること。
 - 3 商業的な悪用・濫用を禁止し、防止するとともに、優生思想の排除を維持すべきこと。
 - 4 生殖補助医療及び不妊治療は、国による少子化対策としてのみ推進されるべきものではないこと。
- 二 政府は、血縁のある子をもうけることを推奨するような誤解を招くことや、子をもうけることが人生のプロセスとして当然かのような印象を与えることがないよう、適切な措置を講ずること。
- 三 政府は、本法第3条第3項に規定する精子又は卵子の採取、管理等の安全性の確保の要請は、胚についても及ぶことを踏まえた措置を講ずること。

- 四 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の提供を受ける者が安心かつ安全に必要な治療を受けられるよう、不断にその質の向上に努めるとともに、その確保のために、自由診療の下での医療費及び高額請求等の実態把握、諸外国より低いとされる成功率の実態調査及び原因・要因の分析、生殖補助医療提供者の治療技術や治療実績などの把握や検証等を行い、治療技術の標準化や情報公開等の在り方についての検討を行った上で、必要に応じて法制上の措置を講ずること。
- 五 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の効果に関するインフォームド・コンセントを尊重したカウンセリング体制の強化並びに生殖補助医療及び不妊治療への社会の理解の促進を図ること。
- 六 政府は、本法附則第3条に基づく法制上の措置が講ぜられるまでの間、生殖補助医療の提供等において婚姻関係にある夫婦のみを対象とするのではなく、同性間カップルへの生殖補助医療の提供等を制限しないよう配慮すること。
- 七 政府は、生殖補助医療及び不妊治療を利用する当事者及びそれにより生まれる子への偏見を防止するとともに、不当な差別を禁止するために必要な措置を講ずること。
- 八 政府は、養育里親、特別養子縁組等多様な選択肢の周知と支援体制を強化し、多様な生き方及び多様な家族の在り方を保障するための取組を推進すること。
- 九 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の研究において、ヘルシンキ宣言及び国の研究指針等が遵守されるよう努めること。
- 十 政府は、仕事と生殖補助医療や不妊治療等との両立が実現できるよう、職場における働き方の環境や制度の整備を行うとともに、周囲や社会全体の理解の醸成のためのヘルスリテラシー等に係る教育の推進など必要な措置を講ずること。
- 十一 政府は、生殖補助医療の提供における適正性を確保するための幅広い分野の専門家を構成員に含む検討会を設置すること。
- 十二 政府は、ヒト受精卵に対する遺伝情報改変技術等の規制の在り方を検討すること。
- 十三 本法附則第3条に基づく検討を行うに当たり、以下の事項をその対象とすること。
- 1 女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障が本法第3条の基本理念に含まれ、それは健康にとどまらず身体的にも精神的にも本人の意思が尊重されるべきことが含まれるものであって、その徹底が強く要請されていることを踏まえ、その十分な確保のための具体策
 - 2 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が子どもの最善の利益とともに命の権利や意思表明権の保障も要請していることに十分に留意した、生殖補助医療により生まれた子のいわゆる「出自を知る権利」の在り方
 - 3 本法が児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の要請に十分に合致するものであることを担保する観点での、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重等の保障の在り方の具体策
 - 4 精子又は卵子の提供者及び提供を受ける者が十分かつ適切な説明を受けた上で承諾した事実の管理等を公的に行う機関の在り方
 - 5 第三者機関による審査・監督制度や胚培養士等専門職の資格制度の在り方
 - 6 精子・卵子提供を受ける側の要件及び判断の在り方
 - 7 生殖補助医療や不妊治療に係る法令違反の際の罰則等と倫理規定の在り方
 - 8 同性間のカップルにおける生殖補助医療の提供の在り方や同性間のカップルに対する生殖補助医療に係る支援の在り方
 - 9 精子・卵子提供者を含む当事者に対する生殖補助医療に係るインフォームド・コンセントの確保・確立と不利益の回避のための具体的な制度の在り方
 - 10 生殖補助医療に用いられる卵子の提供において、家族間等の無償の卵子提供の強要を防止する対策
 - 11 代理懐胎についての規制の在り方
 - 12 現在、法制審議会民法（親子法制）部会において行われている嫡出推定制度等の親子法制に係る見直しの検討について取りまとめがなされた場合、その結論を踏まえた、生殖補助医療により生まれた子に関する新たな法制上の措置

十四 本法成立後速やかに、幅広い会派の参加により本法附則第3条の検討を行うこと。
右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を削減するとともに、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、これを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府が日本たばこ産業株式会社とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の更なる引上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況にあるとともに、我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が同社の株式を保有する必要性及び同社を特殊法人として存続させる必要性が低下していることに鑑み、同社の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、あわせて、同社の完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する政府における検討等について定めるものである。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理の適正化を図るため、電磁的記録による公文書等の管理、国会議員等からの要求に係る文書の作成、行政文書の専門的知識に基づく適正な管理のための体制整備等について定めるとともに、保存期間及び廃棄の概念を廃止しようとするものである。

公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理をめぐる近年の状況に鑑み、公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化を推進するため、独立性及び専門性をもって公文書等の適正な管理を図るために必要な事務をつかさどる公文書院の設置に関する基本的な事項並びに公文書院の設置に伴い講ぜられるべき施策について定めようとするものである。

新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経済活動が著しく停滞していることに鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る事態の収束後における経済状況等を好転させるための当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置について定めるものである。

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行おうとするものである。

森林法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、水源の涵養等多面的な機能を有する森林の保全の重要性に鑑み、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする当事者に対し事前の届出の義務付け等を行おうとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第11条の2第2項及び第11条の4の規定にかかわらず、当分の間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新型インフルエンザ等緊急事態において、施設管理者等が正当な理由がないのに施設の使用の制限等の指示に従わないときは、特定都道府県知事は、当該施設管理者等に対し、期限を定めて、当該指示に係る措置を講ずべきことを命ずることができることとするとともに、これに違反した者に対する罰則を設けようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第4号)

(衆議院 2.11.24可決 参議院 11.30内閣委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、設立認証の申請があった際の必要書類の縦覧期間の短縮等
特定非営利活動法人の設立認証の申請があった場合における必要書類の縦覧期間を「1月間」から「2週間」に短縮する。所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表する。公表は、所轄庁による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。
- 二、公表等の対象からの住所又は居所の除外
 - 1 特定非営利活動法人の設立認証の申請があった場合に公表をすることとされている事項及び公衆の縦覧に供しななければならないこととされている書類について、その公表及び公衆の縦覧の対象から、役員名簿に記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除く。
 - 2 請求があったときに所轄庁が閲覧又は謄写をさせなければならないこととされている特定非営利活動法人から提出を受けた書類について、その閲覧又は謄写の対象から、事業報告書等又は役員名簿に記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。認定特定非営利活動法人は、書類の閲覧請求があった場合において役員名簿又は社員名簿を閲覧させるときは、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。
- 三、認定特定非営利活動法人等の提出書類の削減
 - 1 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とする。
 - 2 認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程及び職員給与規程について、既に所轄庁に提出されているものからその内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とする。
- 四、その他
 - 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
 - 2 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上等を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 2.11.24可決 参議院 11.30国土交通委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、交通の機能の確保及び向上を図るに当たり、国土強靱化の観点も踏まえたものとする等を規定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 交通政策基本法の一部改正
 - 1 交通の機能の確保及び向上に関する規定に、交通に関する施策の推進は、人口の減少に対応しつつ、交通が地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるよう行われなければならないことを、また、交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、国土強靱化の観点を踏まえ、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑み、これをそれぞれ追加することとする。
 - 2 日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等に関する規定に、国は、少子高齢化の進展、人

口の減少その他の社会経済情勢の変化に伴い、国民の交通に対する需要が多様化し、又は減少する状況においても、国民が移動を円滑に行うことができるようにすべきことを明記することとする。

- 3 国は、国民が安全にかつ安心して公共交通機関を利用できるようにするため、公共交通機関に係る旅客施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保の支援その他必要な施策を講ずるものとする。
 - 4 国が地域の活力の向上に必要な施策を講ずる目的として、地域社会の維持及び発展を図ることを明記するとともに、そのために必要な施策として基幹的な高速交通網の形成及び輸送サービスの確保を追加することとする。
- 二 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部改正
- 1 前文に、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発していることを追加することとする。
 - 2 基本方針に、国家及び社会の重要な機能として、行政、情報通信、交通を、また、地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、地域の活力の向上が図られることをそれぞれ追加することとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(2.12.1国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 交通が国民の通勤通学等日常生活の移動手段及び社会経済活動の基盤であることに鑑み、人口減少が進む中においても地域経済の活性化並びに地域社会の維持及び発展を図るとともに、交通における防災・減災を推進するため、基幹的な高速交通網の形成と活用、地域内及び地域間の交流及び物資の流通の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点の形成、交通事業者の経営基盤の強化、人材の確保等に必要な財政、税制、金融、料金体系見直し等の各種支援策の一層の充実に努めること。
- 二 地域公共交通により経済活性化、観光振興、健康増進等多面的に効果が波及するクロスセクター効果が発揮される一方、地域公共交通事業者の経営が非常に厳しい状況に鑑み、地域公共交通の利用促進を図り、その活性化及び再生のための更なる施策を講ずるとともに、地域公共交通の利便性及び安全性の向上等に関する事業者の取組に対して更なる支援の強化に努めること。
- 三 交通事業における人材確保が困難となっている状況に鑑み、交通事業の従事者の賃金及び労働時間等を含む労働条件の改善並びに人材の育成・確保のための支援に努めること。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している交通事業者において雇用の維持が可能となるよう引き続き強力に支援すること。
- 四 新型コロナウイルス感染症の影響下においても交通が十分に確保されるよう、交通事業の従事者や旅客の感染症対策の一層の推進も含め、交通事業に対する柔軟かつ機動的な支援を充実すること。また、感染症対策の推進に当たっては、科学的知見に基づいた安心感の醸成に向けて、事業者と連携して取組を推進すること。
- 五 自然災害により被災した交通サービス及び交通インフラの早期復旧を図るため、人材及び代替交通手段の確保、交通インフラの復旧の推進等に係る事業者の取組の更なる支援の強化に努めること。また、国土強靱化の観点から、再度災害防止のための改良復旧等を対象とする支援制度の整備及び運用改善について検討すること。
- 六 高速交通網の形成に当たっては地域住民の理解が重要であることを踏まえ、事業の必要性や工事の進め方等について事業主体と住民その他の関係者との間で十分な協議を行うための場を設ける等の環境整備を行い、計画段階及び工事段階の双方における関係者間の合意形成に努めること。
- 七 高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のために介助を要する場合に対し、交通事業者、行政、ボランティア団体等の連携の下、安全を確保し、支えていくための取組を推進すること。特に障

害者については、公共交通機関の利用が拡大していることから、車椅子使用者や視覚障害者をはじめとする移動制約者と事業者双方との対話を重ねた上で介助の在り方を明確化するなど、必要な措置を講ずること。

右決議する。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 2. 11. 24可決 参議院 11. 30文教科学委員会付託 12. 2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進等を図り、もってスポーツの振興に寄与し、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展等に資するため、スポーツ振興投票（以下「投票」という。）の対象の多様化及び収益の用途の拡大等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、投票の目的が、スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り、もってスポーツの振興に寄与し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に資することであることを明らかにする。

二、投票の対象競技にバスケットボールを加える。

三、単一の試合の結果及び競技会の経過又は結果を対象とする投票を実施することができるようにする。

四、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、投票に係る収益を地方公共団体又はスポーツ団が行う1から5までの事業に要する資金の支給に充てることとすることとする。

1 スポーツを行う者の安全確保に係る冷暖房等の設備整備及び医療従事者等の研修等

2 スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）の社員の保有するサッカーチーム又はバスケットボールチームの選手の職業及び生活の安定に資するための事業

3 青少年の心身の健全な発達及び体力の保持増進を目的とする地域におけるスポーツ活動

4 大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における3の事業に対する支援

5 審判員等の養成及び資質向上、スポーツ団体の運営基盤強化並びにスポーツに係る国際交流及び貢献

五、センターは、機構に対し、試合又は競技会の計画的かつ安定的な開催の業務に要する費用の一部を支援することができることとする。機構は、支援を受けて当該業務を行うに当たっては、チームを保有する社員等の関係者の意見を聴かなければならないこととする。

六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法について、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって特に必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務を特定業務とする等の改正を行う。

七、この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

【附帯決議】(2. 12. 1文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、スポーツ振興投票の寄附的な性格について理解の促進を図り、売上の向上に努めるとともに、スポーツ振興のための予算措置について、今後もお一層その充実を図ること。

二、独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）の業務に要する費用に係る支援の一部について、機構からチームを保有する社員に対して、一の試合を対象とするスポーツ振興投票（以下「単一試合投票」という。）のチームごとの売上を踏まえて配分することができるよう、機構に対して必要な規程の整備を促すこと。

- 三、海外リーグの試合については、単一試合投票の導入当初においては、対象として指定しないこととし、単一試合投票の実施状況や購入者に対する影響等を踏まえて、単一試合投票の対象とすることについて検討を行うこと。
- 四、スポーツ振興投票の公正な運営を確保するため、機構に対して、チームの選手、監督及びコーチ並びに審判員等に対する不正行為の防止等に係る研修の充実、アンチ・ドーピング活動の充実、相談窓口の整備及び周知等に取り組むことを通じてスポーツ・インテグリティの向上を図るよう促すこと。
- 五、単一試合投票について、特定の結果に極めて多数の投票が集中するなど、通常想定されない投票が行われた場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいてこれを探知し、機構と情報共有を図る仕組みを構築すること。
- 六、単一試合投票について、過去の試合結果等に基づき、当せん倍率が過度に高くない投票パターンを設定するよう留意すること。
- 七、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、運動部活動の受皿ともなる地域スポーツ活動の充実や、特に人的・財政的基盤が脆弱な障害者スポーツ団体を含めスポーツ団体の運営基盤の強化に適切に配慮すること。
- 右決議する。

令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第7号)

(衆議院 2.11.24可決 参議院 12.1災害対策特別委員会付託 12.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、被災者等が自ら令和2年7月豪雨災害関連義援金を使用することができるようにするため、同義援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

- 1 令和2年7月豪雨災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。
- 2 令和2年7月豪雨災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。
- 3 この法律において「令和2年7月豪雨災害関連義援金」とは、令和2年7月豪雨による災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行することとする。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和2年7月豪雨災害関連義援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととする。

労働者協同組合法案(第201回国会衆第26号)

(衆議院 2.11.24可決 参議院 11.30厚生労働委員会付託 12.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、労働者協同組合（以下「組合」という。）は、法人とし、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- 二、組合は、組合員が出資すること、その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること及び組合員が組合の行う事業に従事することの基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない。
- 三、二のほか、組合は、組合員の議決権及び選挙権は出資口数にかかわらず平等であること、剰余金の配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと等の要件を備えなければならない。
- 四、組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。
- 五、組合は、その行う事業に従事する組合員（組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員及び監事である組合員を除く。）との間で、労働契約を締結しなければならない。
- 六、組合の行う事業従事者の人数要件を定めるとともに、定款、役員、総会その他の規定を整備する。
- 七、労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、会員の指導、連絡及び調整に関する事業を行う法人とし、連合会の会員たる資格を有する者は、組合又は連合会であって定款で定めるものとする。
- 八、行政庁（組合についてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事、連合会については厚生労働大臣とする。）は、組合又は連合会から、必要な報告を徴することができる。
- 九、厚生労働大臣は、組合及び連合会の適正な運営に資するため、必要な指針を定めるものとする。
この場合、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条 約

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 2.11.24承認 参議院 11.27外交防衛委員会付託 12.4本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国と欧州連合離脱後の英国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を促進し、投資の機会を増大させるとともに、電子商取引、知的財産の保護等の分野における協力を強化するものであり、2020年（令和2年）10月23日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文全24章及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書及び相互承認に関する議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書2-Aの規定に従って、他方の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。
- 二、協定における原産品の要件等について定める。一方の締約国の原産品とされる製品は、他方の締約国において他の製品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。また、欧州連合の原産品とされる製品は、締約国において特定の他の製品を生産するための材料として使用される場合には、当該締約国の原産品とみなす。
- 三、投資の自由化について、一方の締約国は、自国の領域における法人等の設立及び運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。国境を越えるサービスの貿易について、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。電子商取引について、両締約国は、電子的な送信に対して関税を課してはならない。また、一方の締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェア等の輸入等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転等又はアルゴリズムの移転等を要求してはならない。
- 四、両締約国は、知的財産（著作権、商標、地理的表示、意匠、特許等）の十分に効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害に対して知的財産権を行使するための措置をとる。
- 五、両締約国は、女性の国内経済及び世界経済への衡平な参加機会を増大させることの重要性を認識する。
- 六、この協定は、この協定の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について当該要件を満たし、及び当該手続が完了した後、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

予備費等承諾を求めるの件

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、平成31年4月16日から令和2年1月14日までの間に使用を決定した金額は2,134億円で、その内訳は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費392億円、中小企業者等の経営支援に必要な経費338億円、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に必要な経費179億円などである。

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年2月14日から3月24日までの間に使用を決定した金額は2,534億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等に対する強力な資金繰り支援に必要な経費714億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費469億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費207億円などである。

令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,340億円のうち、令和2年3月10日に使用を決定した金額は420億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金の支給等に必要な経費である。

決算その他

令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 2.11.30決算委員会付託 継続審査)

令和元年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆1,623億円、歳出決算額は101兆3,664億円であり、差引き7兆7,959億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和2年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は6,852億円である。

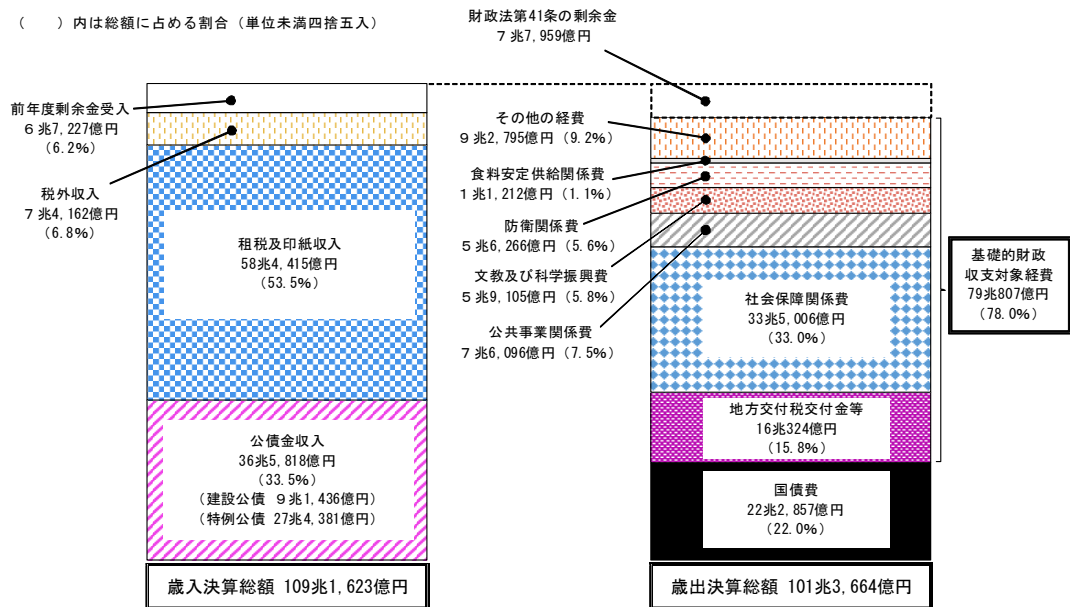
令和元年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆5,519億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は374兆1,696億円である。

令和元年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は77兆4,666億円であり、資金からの支払命令済額は16兆5,970億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は59兆4,841億円であるため、差引き1兆3,854億円の剰余を生じた。

令和元年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,645億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆644億円である。

〈令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要〉

()内は総額に占める割合(単位未満四捨五入)



(出所) 財務省資料より作成

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 2.11.30決算委員会付託 継続審査)

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書における元年度中の国有財産の差引純増加額は1兆2,773億円、元年度末現在額は109兆8,712億円である。

令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 2.11.30決算委員会付託 継続審査)

令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書における元年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は463億円、元年度末現在額は1兆1,937億円である。

N H K 決算

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。

日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成30年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成30年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,005億円、負債合計は4,268億円、純資産合計は7,736億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,349億円、経常事業支出は7,152億円となっており、経常事業収支差金は197億円となっている。

日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和元年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和元年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,230億円、負債合計は4,272億円、純資産合計は7,957億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,344億円、経常事業支出は7,254億円となっており、経常事業収支差金は90億円となっている。

賀詞案

賀詞案起草の件（立皇嗣の礼につき天皇陛下並びに皇嗣殿下に奉呈する賀詞案）

（参議院 2. 10. 29賀詞案起草に関する特別委員会起草 10. 29本会議可決）

天皇陛下にささげる賀詞

天皇陛下におかせられましたは 今日ここに 皇嗣殿下の立皇嗣の礼をあげさせられますことは
まことに慶賀に堪えないところであります

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します

皇嗣殿下にささげる賀詞

皇嗣殿下には 今日ここに 立皇嗣の礼をあげさせられますことは まことに慶賀に堪えないと
ころであります

国民が敬愛申し上げる殿下には ますます内外の信望にこたえられますよう祈ってやみません

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します

5 議案審議表

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 (多):賛成多数 (全):全会一致

内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 番号 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第5号)	2.11.6	— 11.12 内閣	11.18 可決(多)	11.19 可決(多)	— 11.20	11.24		11.26 可決(多)	11.27 可決(多)	(起立採決)	11.30 65号	88		
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)	2.11.6	— 11.12 内閣	11.18 可決(全)	11.19 可決(全)	— 11.20	11.24	11.26 質疑	11.26 可決(全)	11.27 可決(全)	(起立採決)	11.30 66号	88		
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(衆第4号)	2.11.20			11.24 可決(全)	— 11.30	12.1	12.1 質疑	12.1 可決(全)	12.2 可決(全)	(起立採決)	12.9 72号	99		

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(関法第3号)	2.10.30	— 11.12 総務	11.19 可決(全) 附帯決議	11.20 可決(全)	— 11.20	11.24	11.26 質疑	11.26 可決(全) 附帯決議	11.27 可決(全)	(起立採決)		12.4 70号	86	

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案(秋野公造君外4名発議)(参第13号)	2.11.16	— 12.1 法務	12.2 可決(多) 附帯決議	12.4 可決(多)	— 11.16 法務	11.17	11.19 質疑	11.19 可決(多) 附帯決議	11.20 可決(多)	(起立採決)		12.11 76号	94	

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)	2.11.6	— 11.12 安全保障	11.19 可決(多)	11.20 可決(多)	— 11.20	11.24	11.26 質疑	11.26 可決(多)	11.27 可決(多)	(起立採決)		11.30 67号	89	
包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	2.11.4	(11.12) 11.12 外務	11.20 承認(多)	11.24 承認(多)	(11.27) 11.27	12.1	12.3 質疑	12.3 承認(多)	12.4 承認(多)	(起立採決)			104	

文教科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第56号)	2.5.29 (201回)	— 10.26 文部科学	11.18 可決(多) 附帯決議	11.19 可決(多)	— 11.20	11.24	11.26 質疑	11.26 可決(多) 附帯決議	11.27 可決(多)	(起立採決)		12.4 68号	91	
スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第6号)	2.11.20			11.24 可決(多)	— 11.30	12.1	12.1 質疑	12.1 可決(多) 附帯決議	12.2 可決(多)	(起立採決)		12.9 71号	101	

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	2.10.27	(11.10) 11.10 厚生労働	11.18 可決(全) 附帯決議	11.19 可決(全)	(11.20) 11.20	11.24	11.24 質疑 11.26 参考人 12.1 質疑	12.1 可決(全) 附帯決議	12.2 可決(全)	(起立採決)		12.9 75号	84	
労働者協同組合法案(後藤茂之君外14名提出)(第201回国会衆第26号)	2.6.12 (201回)	— 10.26 厚生労働	11.20 可決(全)	11.24 可決(全)	— 11.30	12.1	12.3 質疑	12.3 可決(全)	12.4 可決(全)	(起立採決)		12.11 78号	102	

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
種苗法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第37号)	2.3.3 (201回)	— 10.26 農林水産	11.17 修正(多) 附帯決議	11.19 修正(多)	— 11.20	11.24	11.26 質疑/参 考人 12.1 質疑	12.1 可決(多) 附帯決議	12.2 可決(多)	(起立採決)		12.9 74号	89	
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案 (閣法第4号)	2.10.30	— 11.18 農林水産	11.19 可決(全) 附帯決議	11.20 可決(全)	— 11.30	12.1	12.3 質疑	12.3 可決(全) 附帯決議	12.4 可決(全)	(起立採決)		12.11 79号	87	

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
交通政策基本法及びび強くしなやかな国民生活の実現を図る ための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を 改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第5号)	2.11.20			11.24 可決(多)	— 11.30	12.1	12.1 質疑	12.1 可決(多) 附帯決議	12.2 可決(多)	(起立採決)		12.9 73号	99	

決算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書	2.11.20	— 12.4 決算行政	継続審査		(11.30 財務大臣 の報告聴取) 11.30	11.30	—	継続審査	—	—		106		
令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書	2.11.20	— 12.4 決算行政	継続審査		— 11.30	11.30	—	継続審査	—	—		106		
令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書	2.11.20	— 12.4 決算行政	継続審査		— 11.30	11.30	—	継続審査	—	—		107		

災害対策特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第2号)	2.10.30	— 11.16 災害対策	11.19 可決(全)	11.20 可決(全)	— 11.24	11.25	11.27 質疑	11.27 可決(全)	11.30 可決(全)	(起立採決)	12.4 69号	86		
令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第7号)	2.11.20			11.24 可決(全)	— 12.1	12.2		12.2 可決(全)	12.4 可決(全)	(起立採決)	12.11 77号	102		

賀詞案起草に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院				公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会		本会議				
						趣旨説明	質疑	議決				議決
賀詞案起草の件(立皇嗣の礼につき天皇陛下並びに皇嗣殿下に奉呈する賀詞案)						2.10.29 起草		10.29 可決(全)	(異議の有無)		109	

1 本会議審議経過

○令和2年10月26日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	水落	敏栄君
総務委員長	若松	謙維君
法務委員長	竹谷	とし子君
外交防衛委員長	北村	経夫君
財政金融委員長	中西	祐介君
文科学委員委員長	吉川	ゆうみ君
厚生労働委員長	そのだ	修光君
経済産業委員長	真山	勇一君
国土交通委員長	田名部	匡代君
環境委員長	牧山	ひろえ君
国家基本政策委員長	古川	俊治君
予算委員長	金子	原二郎君
決算委員長	中川	雅治君
行政監視委員長	川田	龍平君
議院運営委員長	松村	祥史君

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	森屋	宏君
総務委員長	浜田	昌良君
法務委員長	山本	香苗君
外交防衛委員長	長峯	誠君
財政金融委員長	佐藤	信秋君
文科学委員委員長	太田	房江君
厚生労働委員長	小川	克巳君
農林水産委員長	上月	良祐君
経済産業委員長	有田	芳生君
国土交通委員長	江崎	孝君
環境委員長	長浜	博行君
国家基本政策委員長	大塚	耕平君
予算委員長	山本	順三君
決算委員長	野村	哲郎君
行政監視委員長	野田	国義君
議院運営委員長	水落	敏栄君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

地方創生並びに消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**地方創生及び消費者問題に関する特別委員会**を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

情報監視審査会委員辞任の件

本件は、中曽根弘文君、杉尾秀哉君、難波奨二君、谷谷正明君の辞任を許可することに決した。

情報監視審査会委員の選任

本件は、藤井基之君、古賀之士君、石川博崇君、浜口誠君を選任することに決した。

休憩 午前10時10分

再開 午後3時1分

日程第3 会期の件

本件は、全会一致をもって41日間とすることに決した。

日程第4 国務大臣の演説に関する件

菅内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時26分

○令和2年10月29日(木)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

福山哲郎君、世耕弘成君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

日程第2 立皇嗣の礼につき慶賀の意を表する件

本件は、議長発議により、天皇陛下並びに皇嗣殿下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、立皇嗣の礼につき天皇陛下並びに皇嗣殿下に奉呈する賀詞案起草のため委員25名から成る賀詞案起草に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前11時48分

再開 午後0時21分

賀詞案起草に関する特別委員長から報告があった後、特別委員会起草の賀詞案は、全会一致をもって可決された。

天皇陛下にささげる賀詞

天皇陛下におかせられましたは 今日ここに 皇嗣殿下の立皇嗣の礼をあげさせられますことは まことに慶賀に堪えないところであります

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します

皇嗣殿下にささげる賀詞

皇嗣殿下には 今日ここに 立皇嗣の礼をあげさせられますことは まことに慶賀に堪えないところであります

国民が敬愛申し上げる殿下には ますます内外の信望にこたえられますよう祈つてやみません

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します

散会 午後0時25分

○令和2年10月30日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、片山虎之助君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、小林正夫君、小池晃君、水岡俊一君、磯崎仁彦君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時52分

○令和2年11月20日(金)

議長は、皇居において天皇陛下にお目にかかり、また、赤坂東邸において皇嗣殿下にお目にかかり、立皇嗣の礼につき、賀詞を奉呈した旨報告した。

開会 午前10時1分

気候非常事態宣言決議案(中川雅治君外22名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、福山哲郎君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

小泉環境大臣は、本決議について所信を述べた。

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、田村厚生労働大臣から趣旨説明があった後、川田龍平君、安江伸夫君、梅村聡君、足立信也君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案(秋野公造君外4名発議)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

情報監視審査会の調査及び審査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、情報監視審査会会長から報告があった。

散会 正午

○令和2年11月27日(金)

開会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員野上浩太郎君、藤井基之君、裁判官訴追委員松下新平君、同予備員櫻井充君、宮崎勝君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官訴追委員予備員等の職務を行う順序を決定した。

各種委員の選任

裁判官弾劾裁判所裁判員

中川 雅治君

松山 政司君

裁判官訴追委員

牧野 たかお君

同予備員

竹内 真二君(第2順位)

芳賀 道也君(第5順位)

皇室会議予備議員

森 ゆうこ君(第2順位)

検察官適格審査会委員予備委員

上野 通子君(西田昌司君の予備委員)

国土審議会委員

二之湯 智君

羽田 雄一郎君

谷合 正明君

各種委員の順位変更

裁判官訴追委員予備員

高木 かおり君(第5順位を第3順位に変更)

伊藤 孝恵君(第3順位を第4順位に変更)

国家公務員等の任命に関する件

本件は、検査官に岡村肇君を任命することに同意することに決し、

原子力委員会委員長に上坂充君、同委員に佐野利男君を任命することに同意することに決し、

個人情報保護委員会委員に浅井祐二君、高

村浩君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、

個人情報保護委員会委員に大島周平君、梶田恵美子君を任命することに同意することに決し、

公安審査委員会委員長に貝阿彌誠君、同委員に鶴瀬恵子君、西村篤子君、秋山信将君を任命することに同意することに決した。

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、茂木外務大臣から趣旨説明があった後、山田宏君、白眞勲君、浅田均君、大塚耕平君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第201回国会内閣提出、第203回国会衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第2は可決、日程第3は全会一致をもって可決された。

日程第4 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第5 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後0時23分

○令和2年11月30日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(令和元年度決算の概要について)

本件は、麻生財務大臣から報告があった後、今井絵理子君、古賀之士君、里見隆治君、柴田巧君、芳賀道也君、山下芳生君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後3時22分

○令和2年12月2日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 種苗法の一部を改正する法律案(第201回国会内閣提出、第203回国会衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前10時15分

○令和2年12月4日(金)

開会 午後3時11分

日程第1 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第2 令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 労働者協同組合法案(衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外132件の請願
本請願は、日程に追加し、法務委員長外2委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書
- 一、令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 一、令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等に関する調査

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

- 一、地方創生及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

- 一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

- 一、国際経済・外交に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

- 一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

- 一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

法制局長の辞任に関する件

本件は、長野秀幸君の辞任を承認することに決した。

法制局長の任命に関する件

本件は、川崎政司君の任命を承認することに決した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨

移をした。

散会 午後 3 時25分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月日	質 疑 者
2. 10. 26	所信表明演説	菅内閣総理大臣	10. 29	福山 哲郎君(立憲) 世耕 弘成君(自民)
			10. 30	山口 那津男君(公明) 片山 虎之助君(維新) 小林 正夫君(民主) 小池 晃君(共産) 水岡 俊一君(立憲) 磯崎 仁彦君(自民)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月日	質 疑 者
2. 11. 30	令和元年度決算の概要について	麻生財務大臣	同日	今井 絵理子君(自民) 古賀 之士君(立憲) 里見 隆治君(公明) 柴田 巧君(維新) 芳賀 道也君(民主) 山下 芳生君(共産)

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	気候非常事態宣言決議案	中川 雅治君 外22名	2. 11.19			2. 11.20 可決	
2	香港の一国二制度の堅持を求める決議案	松沢 成文君 外1名	2. 11.30	未了			

可決したもの

令和2年11月20日

気候非常事態宣言決議

近年、地球温暖化も要因として、世界各地を記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。我が国でも、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしている。

これに対し、世界は、パリ協定の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組の強化を進めているが、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況に直面している。

私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。そしてこの危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名誉ある一員として、それに相応しい取組を、国を挙げて実践していくことを決意する。その第一歩として、ここに国民を代表する国会の総意として気候非常事態を宣言する。

右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (21名)

委員長	森屋	宏 (自民)	岡田	直樹 (自民)	塩村	あやか (立憲)
理事	酒井	庸行 (自民)	古賀	友一郎 (自民)	杉尾	秀哉 (立憲)
理事	徳茂	雅之 (自民)	高野	光二郎 (自民)	石川	博崇 (公明)
理事	木戸口	英司 (立憲)	山田	太郎 (自民)	清水	貴之 (維新)
理事	平木	大作 (公明)	山谷	えり子 (自民)	高木	かおり (維新)
理事	矢田	わか子 (民主)	和田	政宗 (自民)	吉良	よし子 (共産)
	大家	敏志 (自民)	小沼	巧 (立憲)	田村	智子 (共産)
(会期終了日 現在)						

(1) 審議概観

第203回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出1件（内閣委員長提出）の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類92件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行おうとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、コロナ禍における給与改定の在り方、国の非常勤職員の処遇改善、国家公務員の働き方改革等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、

一般職給与法等改正案は多数をもって、特別職給与法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決された。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案は、特定非営利活動法人の設立を促進するとともに、事務及び業務の簡素化及び合理化を図るため、特定非営利活動法人の認証の申請手続における必要書類の縦覧期間を短縮し、及び書類の閲覧又は謄写の際の個人の住所又は居所に係る記載の部分の除外について定めるとともに、認定特定非営利活動法人等が所轄庁に提出する書類の一部を削減する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、NPO活動の活性化と透明性の確保等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

第202回国会閉会後の10月8日、日本学術会議の在り方を検討する必要性、新型

新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で、の神社仏閣への安全安心な参拝、政府による尖閣諸島の調査を改めて実施する必要性、平成29年改選時等における日本学術会議会員の任命プロセスの事実関係、日本学術会議の推薦どおりに会員を任命することの経緯、昭和58年の日本学術会議法改正時における会員任命権と憲法第15条との関係の議論の有無、日本学術会議の会員を任命する際の公平性・透明性を確保する必要性、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたDV防止対策、新型コロナウイルス感染をめぐる誹謗中傷を防ぐための政府の取組、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特定非営利活動法人に対する事業継続支援、GOTOトラベル事業における災害被災地への特段の配慮の必要性、新型コロナウイルス接触確認アプリの利用促進策、GOTOトラベル事業に係る中小事業者への配慮の必要性、新型コロナウイルス感染者データの入力負担を軽減するとともに関係機関による情報共有と活用を図る必要性、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた女性の就業支援等雇用対策の在り方、日本学術会議会員の任命拒否について内閣総理大臣が説明する必要性、新型コロナウイルス感染症の影響下における女性の雇用及び自殺対策についての政府の見解、企業の国内回帰支援を始めとした経済対策についての政府の方針、日本学術会議が推薦した会員の任命を内閣総理大臣が拒否する基準、内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命は「形式的任命」であるとする解釈の変更の有無、内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命拒否の根拠に、公務員の選定・罷免を国民固有の権利と定める憲法第15条を持ち出すことの妥当性等の諸問題に

ついて質疑を行った。

11月12日、一般職の職員の給与についての報告及び勧告等について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

11月17日、行政改革・規制改革を並行して進めることの意義及び今後の取組方針、デジタル庁の準備状況及び権限・組織の在り方、海外から入国する東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関係者へのPCR検査等の対応、安定的な皇位継承に係る加藤内閣官房長官の認識、日本学術会議が自ら検討すべき課題項目に関する井上大臣の見解、安全保障上重要な土地の所有に関して実態把握等を行う有識者会議を設置した小此木大臣の認識、デジタル化に伴う中小企業のセキュリティ確保の必要性、テレワーク環境における女性の負担を軽減する支援の必要性、中小企業における男性の育児休業取得の促進策、脱炭素社会の実現に向けた施策を充実させる必要性、デジタル・ガバメント実現に向けた課題と展望、児童手当の所得判定基準見直し等の検討に対する懸念、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染再拡大についての現状認識並びに今後の見通し及び対策、日本学術会議会員の任命拒否をめぐる経緯、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催の見通し及び追加費用に関する情報発信の必要性、子宮頸がんのワクチン接種及び検査の推奨に関する考え方、企業規模を問わず新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を非正規労働者に支給する必要性及びその検討状況、就職氷河期世代に対する就労支援の着実な実行の必要性、新型コロナウイルス感染症拡大の第3波に備えた対策を講じる必要性、日本学術会議の会員推薦過程における事前調整の内容、日本

学術会議会員の任命を拒否することができるとされる「国民に対し責任を負えない場合」の具体的内容、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた政府の経済対策の方針、国家公務員の働き方改革に関する具体的内容及び入省年次等を重視する人事配置政策の転換の必要性、少子化の要因分析及び未婚化・晩婚化への対策、新型コロナウイルス感染症の拡大と今後の対応、新型インフルエンザ等対策特別措置法の問題点と同法改正の必要性、G o T o イート事業の見直し方針等の諸問題について質疑を行った。

12月1日、新型コロナウイルス感染症の現状と今後の対応、日本学術会議の在り方を検討するに当たってのデュアルユースの扱い、軍事転用可能技術の特許出願公開等に係る管理体制強化の必要性、「桜を見る会」の前日に開催された夕食会に係る事実と異なるとされる政府の答弁に対する加藤内閣官房長官の所見、会員への任命を拒否した理由と速やかな任命を求める日本学術会議からの要望書に対する政府の対応、新型コロナウイルス感染症に対応するための追加の経済対策のスケジュール、予算規模及び財源の内容、デジタル庁の構想に係る基本的な考え方、高収益作物次期作支援交付金の運

用見直しの法的根拠及び見直しに伴う公正性への懸念、行政改革の観点からの補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の見直しに関する河野大臣の所見、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組、男女間格差是正及び男女共同参画社会の実現に向けた橋本大臣の決意、男性の育児休業取得促進に向けた取組、病院拠点型のワンストップ支援センターの更なる拡大等の性犯罪・性暴力被害者への支援策、新型コロナウイルス接触確認アプリの普及状況・効果及び更なる利用拡大に向けた広報の必要性、デジタル庁における人材確保策及びセキュリティ対策、新型インフルエンザ等対策特別措置法の課題と同法改正の必要性、新型コロナウイルス感染症に対応するための追加の経済対策の必要性、児童手当の所得判定基準見直し等の検討に対する懸念、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関に対する減収補填等の支援の必要性、太宰府市における女性の暴行死事案に係る佐賀県警察の対応及びこれに対する検証の必要性、日本学術会議を国の機関から切り離すことも選択肢に含めた検討を井上大臣が同会議に要請した事実関係等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年10月8日(木) (第202回国会閉会後第1回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・日本学術会議の在り方に関する件、日本学術会議会員の任命に関する件、新型コロナウイルス感染をめぐる誹謗中傷を防ぐための政府の取組に関する件、新型コロナウイルス接触確認アプリの利用促進策に関する件、G o T o トラベル事業に係る中小事業者への配慮に

関する件、新型コロナウイルス感染症の影響下における女性の雇用に関する件等について西村国務大臣、三ッ林内閣府副大臣、田野瀬文部科学副大臣、高橋文部科学副大臣、赤澤内閣府副大臣、岩井国土交通副大臣、三原厚生労働副大臣、吉川内閣府大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山谷えり子君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、高橋光男君（公明）、高木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

○令和2年11月12日（木）（第1回）

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- ・一般職の職員の給与についての報告及び勧告等に関する件について一宮人事院総裁から説明を聴いた。

○令和2年11月17日（火）（第2回）

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・行政改革・規制改革及びデジタル化の推進に関する件、安定的な皇位の継承に関する件、デジタル化に伴う中小企業のセキュリティ確保に関する件、脱炭素社会の実現に向けた施策の充実に関する件、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に関する件、就職氷河期世代に対する就労支援の着実な実行に関する件、日本学会議会議員の任命に関する件、少子化の要因分析及び未婚化・晩婚化への対策に関する件、新型コロナウイルス感染症の拡大と今後の対応に関する件等について河野国務大臣、平井国務大臣、橋本国務大臣、西村国務大臣、加藤内閣官房長官、井上内閣府特命担当大臣、小此木国務大臣、坂本国務大臣、藤井内閣府副大臣、熊田総務副大臣、宇都外務副大臣、長坂経済産業副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、山谷えり子君（自民）、高木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、杉尾秀哉君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、田村智子君（共産）、平木大作君（公明）、清水貴之君（維新）

○令和2年11月24日（火）（第3回）

- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
以上両案について河野国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年11月26日（木）（第4回）

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）以上両案について河野国務大臣、三ッ林内閣府副大臣、三原厚生労働副大臣、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、木戸口英司君（立憲）、小沼巧君（立憲）、石川博崇君（公明）、清水貴之君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

（閣法第5号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

（閣法第6号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

○令和2年12月1日（火）（第5回）

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・新型コロナウイルス感染症の現状と今後の対応に関する件、日本学会議会議員の任命に関する件、デジタル庁の構想に係る基本的な考え方に関する件、女性活躍の推進に向けた取組に関する件、性犯罪・性暴力被害者への支援の在り方に関する件、新型コロナウイルス感染症に対応するための追加の経済対策に関する件、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関に対する支援の在り方に関する件等について西村国務大臣、井上内閣府特命担当大臣、加藤内閣官房長官、平井国務大臣、河野国務大臣、橋本内閣府特命担当大臣、坂本内閣府特命担当大臣、小此木国家公安委員会委員長、宇都外務副大臣、三ッ林内閣府副

大臣、三原厚生労働副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、池田農林水産大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山谷えり子君（自民）、木戸口英司君（立憲）、小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、高木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

- ・特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長木原誠二君から趣旨説明を聴き、衆議院内閣委員長代理岸本周平君及び坂本内閣府特命担当大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

田村智子君（共産）

（衆第4号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

○令和2年12月4日（金）（第6回）

- ・請願第1号外91件を審査した。
- ・内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	浜田 昌良 (公明)	滝波 宏文 (自民)	吉川 沙織 (立憲)
理事	進藤 金日子 (自民)	柘植 芳文 (自民)	吉田 忠智 (立憲)
理事	堀井 巖 (自民)	二之湯 智 (自民)	下野 六太 (公明)
理事	那谷屋 正義 (立憲)	長谷川 岳 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
理事	若松 謙維 (公明)	松下 新平 (自民)	小林 正夫 (民主)
理事	片山 虎之助 (維新)	三浦 靖 (自民)	芳賀 道也 (民主)
	石井 正弘 (自民)	山本 順三 (自民)	伊藤 岳 (共産)
	今井 絵理子 (自民)	小沢 雅仁 (立憲)	
	片山 さつき (自民)	岸 真紀子 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願2種類8件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

郵政事業 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案は、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するとともに、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩和等を行うとするものである。

委員会においては、ユニバーサルサービスの在り方、郵便サービス見直しの効果、郵便局の役割と活用の在り方、職員の処遇改善の必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり

可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月12日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について武田総務大臣から説明を聴取した。

11月17日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について、ため池等の防災対策の強化に向けた大臣の具体的な取組方針、地方税の充実や望ましい地方税体系の構築に向けた大臣の所見、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における消防団職員の感染防止対策徹底と適切な救急搬送の在り方、要件を満たした場合に事業者が自動的にSIMロック解除を行うことに関する大臣の見解と総務省の今後の取組、地方のデジタル社会実現に向けた総務省の検討状況と地方公共団体への財源面を含む支援策、NHKの受信料下げに向けた大臣の見解、NHKの報道番組の内容に対する内閣広報官の対応が放送法第3条に違反する可能性、公営病院の経営支援のため特別減収対策企業債に対

する国の財政支援の充実を検討する必要性等の質疑を行った。

11月24日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、児童福祉法第28条に基づく保護者指導勧告に係る最高裁判所及び厚生労働省の統計に乖離が生じている理由と改善策、検察庁法改正案の策定経緯に係る公文書管理の在り方、新型コロ

ナウイルス感染症による地方財政への影響と減収補填債及び財政調整基金に係る総務省の対応方針、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用した技術職員の確保についての具体的計画、マイナンバーカードの紛失や盗難により基本4情報が流出するリスクと政府の検討状況等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年11月12日(木) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- ・行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について武田総務大臣から説明を聴いた。

○令和2年11月17日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について武田総務大臣、藤井内閣府副大臣、熊田総務副大臣、赤澤内閣府副大臣、三ッ林内閣府副大臣、宮路総務大臣政務官、谷川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君(自民)、那谷屋正義君(立憲)、岸真紀子君(立憲)、若松謙維君(公明)、下野六太君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)

○令和2年11月24日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・公的統計の正確性・信頼性確保に関する件、公文書管理の在り方に関する件、新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響に関する件、復旧・復興支援を行う技術職員の確保に関する件、マイナンバーカードの紛失等

による個人情報流出リスクに関する件等について武田総務大臣、山本厚生労働副大臣、和田内閣府大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長増田寛也君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君(立憲)、片山虎之助君(維新)、小林正夫君(民主)、伊藤岳君(共産)

- ・郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年11月26日(木) (第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について武田総務大臣、新谷総務副大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役千田哲也君、同株式会社取締役役衣川和秀君、同株式会社取締役役池田憲人君、同株式会社取締役兼代表執行役社長増田寛也君、同株式会社常務執行役諫山親君、同株式会社専務執行役谷垣邦夫君、同株式会社専務執行役河本泰彰君及び日本放送協会会長前田晃伸君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小沢雅仁君(立憲)、吉田忠智君(立憲)、

片山虎之助君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、小林正夫君（民主）、伊藤岳君（共産）
（閣法第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年12月4日（金）（第5回）

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・請願第111号外7件を審査した。
- ・行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

法務委員会

委員一覧 (21名)

委員長	山本 香苗 (公明)	中川 雅治 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	磯崎 仁彦 (自民)	福岡 資麿 (自民)	川合 孝典 (民主)
理事	豊田 俊郎 (自民)	森 まさこ (自民)	山添 拓 (共産)
理事	真山 勇一 (立憲)	山崎 正昭 (自民)	高良 鉄美 (沖縄)
理事	伊藤 孝江 (公明)	山下 雄平 (自民)	嘉田 由紀子 (碧水)
理事	柴田 巧 (維新)	渡辺 猛之 (自民)	小川 敏夫 (無)
	小野田 紀美 (自民)	難波 奨二 (立憲)	山東 昭子 (無)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件であり、これを可決した。

また、本委員会付託の請願5種類101件のうち、1種類16件を採択した。

〔法律案の審査〕

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案は、個人の人権に配慮した生殖補助医療に関する法整備が求められている等の生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めようとするものである。委員会においては、発議者秋野公造君から趣旨説明を聴取した後、本法律案提出に至る背景・経緯、生殖補助医療により懐胎した子の父子関係、本法附則第3条に基づく検討の進め方、いわゆる「出自を知る権利」

の在り方、代理懐胎と本法律案との関係等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月17日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、性犯罪・性暴力対策の推進に関する法務大臣の決意、離婚後の親権制度、養育費及び面会交流等の家族法制の改正に向けた議論の進め方、養育費不払問題への対応についての法務大臣の決意、コロナ禍における京都コンGRESの開催に向けて国民の関心を高める必要性、在留外国人の法的救済制度の在り方についての法務大臣の認識、内閣による最高裁判所判事の任命と司法の独立との関係、死刑執行に対する国際社会からの批判に関する法務大臣の見解、共同親権制度を導入する必要性についての法務大臣の認識等が取り上げられた。

12月1日、法務及び司法行政等に関する実情調査のため、外国人在留支援センター(FRESC)の視察を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年11月12日(木) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

由紀子君 (碧水)

(参第13号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
碧水

○令和2年11月17日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・性犯罪・性暴力対策の推進に関する件、家族法制の改正に関する件、養育費の不払問題に関する件、京都 kongress の開催に関する件、外国人労働者の権利保護に関する件、最高裁判所判事の任命に関する件、死刑制度に関する件、親権制度の見直しに関する件等について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

反対会派 共産、沖縄

欠席会派 無 (小川敏夫君、山東昭子君)

なお、附帯決議を行った。

[質疑者]

豊田俊郎君 (自民)、真山勇一君 (立憲)、
伊藤孝江君 (公明)、柴田巧君 (維新)、川
合孝典君 (民主)、山添拓君 (共産)、伊波
洋一君 (沖縄)、嘉田由紀子君 (碧水)

- ・生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案 (参第13号) について発議者参議院議員秋野公造君から趣旨説明を聴いた。

○令和2年12月4日(金) (第4回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・請願第199号外15件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第102号外84件を審査した。
- ・法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○令和2年11月19日(木) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案 (参第13号) について発議者参議院議員秋野公造君、同古川俊治君、同石橋通宏君、同梅村聡君、同伊藤孝恵君、上川法務大臣、大隈厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人慶應義塾大学講師長沖暁子君及び明治学院大学社会学部教授柘植あづみ君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

山下雄平君 (自民)、真山勇一君 (立憲)、
塩村あやか君 (立憲)、伊藤孝江君 (公明)、
柴田巧君 (維新)、川合孝典君 (民主)、山
添拓君 (共産)、伊波洋一君 (沖縄)、嘉田

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	長峯 誠 (自民)	北村 経夫 (自民)	白 眞勲 (立憲)
理事	佐藤 正久 (自民)	武見 敬三 (自民)	福山 哲郎 (立憲)
理事	三宅 伸吾 (自民)	中曽根 弘文 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	小西 洋之 (立憲)	中西 哲 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	三浦 信祐 (公明)	松川 るい (自民)	鈴木 宗男 (維新)
理事	井上 哲士 (共産)	山田 宏 (自民)	大塚 耕平 (民主)
	宇都 隆史 (自民)	羽田 雄一郎 (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において本委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出法律案1件の合計2件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願7種類80件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

英国との経済連携の促進 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定は、我が国と欧州連合離脱後の英国との間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を促進し、投資の機会を増大させるとともに、電子商取引、知的財産の保護等の分野における協力を強化するものである。委員会においては、本協定締結の意義、本協定が日英の農産品、工業製品等の貿易に及ぼす影響、英国が農産品等のG Iの登録拡大を求めた場合の対応、本協定のデジタル貿易に関する規定と個人情報保護等との関係、英国とEUとの交渉結果により日本企業が受ける影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

防衛省職員の期末手当の改定 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の期末手当を改定するものである。委員会においては、防衛大学校等の卒業生の任官辞退及び中途退職の状況、新型コロナウイルス感染症が防衛大学校等の授業に及ぼす影響、防衛大学校等の教育内容と人材育成の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査〕

11月19日、イージス・アショアに係る経緯と代替策、駐日外交団等の使用する自動車、自律型致死兵器システム、日米関係、国連における核兵器廃絶決議案、沖縄における米軍の訓練等について質疑を行った。

12月1日、日米関係、イージス・アショアに係る経緯と代替策、集団的自衛権と憲法との関係、退職自衛官の再就職、ODA、経済連携協定における電子商取引に係る規定、普天間飛行場における航空機の運用等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年11月12日(木) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○令和2年11月19日(木) (第2回)

- ・政府参考人の出席を定めることを決定した。
- ・イージス・アショアに係る経緯と代替策に関する件、駐日外交団等の使用する自動車に関する件、自律型致死兵器システムに関する件、日米関係に関する件、国連における核兵器廃絶決議案に関する件、沖縄における米軍の訓練に関する件等について岸防衛大臣、茂木外務大臣、宇都外務副大臣、宮路総務大臣政務官、小林国土交通大臣政務官、三谷内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

佐藤正久君(自民)、白眞勲君(立憲)、三浦信祐君(公明)、鈴木宗男君(維新)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

○令和2年11月24日(火) (第3回)

- ・防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について岸防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年11月26日(木) (第4回)

- ・政府参考人の出席を定めることを決定した。
- ・防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について岸防衛大臣、茂木外務大臣、宇都外務副大臣、吉川内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小西洋之君(立憲)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(閣法第7号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、沖縄
反対会派 維新、共産

○令和2年12月1日(火) (第5回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・日米関係に関する件、イージス・アショアに係る経緯と代替策に関する件、集団的自衛権と憲法との関係に関する件、退職自衛官の再就職に関する件、ODAに関する件、経済連携協定における電子商取引に係る規定に関する件、普天間飛行場における航空機の運用に関する件等について茂木外務大臣、岸国務大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

北村経夫君(自民)、白眞勲君(立憲)、小西洋之君(立憲)、三浦信祐君(公明)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

- ・包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について茂木外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年12月3日(木) (第6回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について岸国務大臣、茂木外務大臣、長坂経済産業副大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

白眞勲君(立憲)、小西洋之君(立憲)、三浦信祐君(公明)、鈴木宗男君(維新)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(閣条第1号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産、沖縄

○令和2年12月4日(金) (第7回)

- ・請願第279号外79件を審査した。

- ・ 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・ 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	佐藤 信秋 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	音喜多 駿 (維新)
理事	西田 昌司 (自民)	馬場 成志 (自民)	上田 清司 (民主)
理事	藤末 健三 (自民)	藤川 政人 (自民)	小池 晃 (共産)
理事	宮島 喜文 (自民)	宮沢 洋一 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	牧山 ひろえ (立憲)	元榮 太一郎 (自民)	浜田 聡 (みん)
理事	秋野 公造 (公明)	勝部 賢志 (立憲)	渡辺 喜美 (みん)
	櫻井 充 (自民)	古賀 之士 (立憲)	河井 あんり (無)
	中西 健治 (自民)	水岡 俊一 (立憲)	
	中西 祐介 (自民)	横山 信一 (公明)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願5種類74件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

11月19日、新型コロナウイルス感染症対策として財務省及び金融庁が進めてきた取組に対する財務大臣兼金融担当大臣の評価、新型コロナウイルス感染症による我が国の経済的損失について今後の予算編成等のため分析を行う必要性、学級規模の学力への影響に関する政府の認識、諸外国の対応を踏まえ経済対策として消費税を減税する必要性、新聞に対して軽減税率を適用することの妥当性に対する財務大臣の見解、GDPの推移等に照らした近時の我が国の経済財政運営に対する評価、地域銀行の業績不振の背景に関する金融担当大臣の認識、経済再生と財政健全化の両立に向けた今後の政府の取組等について質疑を行った。

11月24日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する

る報告書（令和元年6月21日及び令和元年12月17日提出）について、黒田日本銀行総裁から説明を聴取した後、量的・質的金融緩和導入時における2%の物価安定目標達成時期に関する見込み、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本の経済金融情勢の現状に対する日銀総裁の認識、2%の物価安定目標の達成時期見通しを公表しなくなった理由、政府と日銀の今後の政策連携方針に係る日銀総裁の認識、プライマリーバランス黒字化目標を維持することが日銀の施策等に与える影響、我が国の実質GDP成長率が諸外国に比して低い理由に対する日銀総裁の見解、中央銀行の独立性と自律的政策判断が重要であることについての日銀総裁の認識、金融緩和が継続する中で日銀の保有長期国債が大きく増加していない理由等について質疑を行った。

12月1日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成30年6月22日及び平成30年12月18日提出）について

て、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、国際金融センターとしての我が国の地位を確立するために求められる取組についての金融担当大臣の所見、令和2年11月の財政制度等審議会建議に対する財務大臣の見解、森友学園問題について資料の存否を明らかにして全容解明を進める必要性、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しを増額する必要性、地域金融強化のための特別当座預金

制度が金融機関の経営戦略等に及ぼす影響、アベノミクス「新・三本の矢」が掲げた名目GDP600兆円目標が未達成である理由、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の支援に当たって信用金庫及び信用組合が果たしている役割、規制緩和を諸外国に見られるような新ルールの導入等により推進する必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年11月17日(火) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○令和2年11月19日(木) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底と収束後の財政健全化に関する件、新型コロナウイルス感染症対策予備費に関する件、少人数学級推進に関する件、キャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案に関する件、経済対策としての消費税減税に関する件、近時の経済財政運営に対する評価に関する件、令和二年度第3次補正予算編成に関する件、費用対効果を踏まえた財政支出の在り方に関する件等について麻生国務大臣、中西財務副大臣、赤澤内閣府副大臣、田野瀬文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮島喜文君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、勝部賢志君(立憲)、大門実紀史君(共産)、音喜多駿君(維新)、上田清司君(民主)、渡辺喜美君(みん)、秋野公造君(公明)

○令和2年11月24日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件に

ついて参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、中西財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行理事衛藤公洋君、同銀行理事内田眞一君及び同銀行理事吉岡伸泰君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君(自民)、古賀之士君(立憲)、牧山ひろえ君(立憲)、秋野公造君(公明)、音喜多駿君(維新)、上田清司君(民主)、大門実紀史君(共産)、渡辺喜美君(みん)

○令和2年12月1日(火) (第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、国際金融センターの実現に向けた取組に関する件、地域金融機関の経営基盤強化に関する件、令和三年度予算編成に関する件、学校法人森友学園に関する件、自動車安全特別会計に関する件、経済財政政策の目標達成状況の検証に関する件、地域経済における信用金庫・信用組合の在り方に関する件、新型コロナウイルス感染症対策に関する件等について麻生国務大臣、赤澤内閣府副大臣、三ッ林内閣府副大臣、山本厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事衛藤公洋君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、古賀之士君（立憲）、
勝部賢志君（立憲）、秋野公造君（公明）、
音喜多駿君（維新）、上田清司君（民主）、
大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

○令和2年12月4日（金）（第5回）

- ・ 請願第2号外73件を審査した。
- ・ 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・ 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	太田 房江 (自民)	世耕 弘成 (自民)	安江 伸夫 (公明)
理事	赤池 誠章 (自民)	高階 恵美子 (自民)	梅村 みずほ (維新)
理事	上野 通子 (自民)	水落 敏栄 (自民)	松沢 成文 (維新)
理事	吉川 ゆうみ (自民)	石川 大我 (立憲)	伊藤 孝恵 (民主)
理事	斎藤 嘉隆 (立憲)	横沢 高德 (立憲)	山下 芳生 (共産)
	有村 治子 (自民)	蓮 舫 (立憲)	船後 靖彦 (れ新)
	石井 浩郎 (自民)	佐々木さやか (公明)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院提出(文部科学委員長)1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類46件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案は、委員会において、大会に向けた新型コロナウイルス感染症対策の検討状況、大会延期に伴う追加費用と負担の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案は、委員会において、国のスポーツ振興予算の拡充の必要性、対象競技へのバスケットボールの追加と単一試合投票の導入を行う理由等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月17日、宇宙航空分野における人材育成方策、少人数学級の実現に向けた教職員定数改善計画策定の必要性、新型コロナウイルス感染症が学校における働き方改革の進捗に与える影響、GIGAスクール構想下における対面授業の重要性及び紙の教科書の必要性、経済的に困窮している学生等の実態を把握し、必要な施策を講じることに対する文部科学大臣の所見、性犯罪や望まない妊娠出産による児童虐待等を防止するために性教育を推進する必要性、ヤングケアラーに関する初の全国調査において、児童生徒へのアンケート等による丁寧な実態把握を行う必要性、特別支援学校設置基準の在り方、入試における障害のある生徒への合理的配慮に関し、全国共通のガイドラインを作成する必要性等について質疑を行った。

11月24日、アスリートの海外遠征及び国内合宿に対する更なる支援方策、新型コロナウイルス感染症の流行が継続した場合における東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の可否、大会延期

に伴う追加費用及び負担に係る見通し、コロナ禍での外国人留学生の大学等における在籍状況等を把握する必要性、学生支援緊急給付金の要件を緩和し対象人数を拡大した上で再実施することに対する

文部科学大臣の見解、聴覚障害のある学生が教育実習において声を出すことを強いられた事例の問題点等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年11月12日(木) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○令和2年11月17日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・宇宙航空分野における人材育成に関する件、少人数学級の実現に向けた教職員定数改善計画の策定に関する件、学校における働き方改革に関する件、GIGAスクール構想下における対面授業等の在り方に関する件、経済的に困窮する学生等への支援に関する件、性教育の実施に関する件、ヤングケアラーに係る全国調査に関する件、特別支援学校の設置基準に関する件、入試における障害のある生徒への合理的配慮に関する件等について萩生田文部科学大臣、田野瀬文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

上野通子君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、横沢高德君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、安江伸夫君(公明)、梅村みずほ君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、山下芳生君(共産)、船後靖彦君(れ新)

○令和2年11月24日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・アスリートの海外遠征及び国内合宿に対する支援方策に関する件、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催可否に関する件、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会延期に伴う追加費用に関する件、コロナ禍での外国人留学生の大学等における在籍状況等に関する件、コロナ禍におけ

る学生への支援に関する件、聴覚障害のある学生の教育実習に関する件等について橋本国務大臣、萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

横沢高德君(立憲)、斎藤嘉隆君(立憲)、松沢成文君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、山下芳生君(共産)、船後靖彦君(れ新)

- ・平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第56号)(衆議院送付)について橋本国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年11月26日(木) (第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第56号)(衆議院送付)について橋本国務大臣、萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

石川大我君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、松沢成文君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、山添拓君(共産)、船後靖彦君(れ新)

(第201回国会閣法第56号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和2年12月1日(火) (第5回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の

一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議院文部科学委員長代理遠藤利明君から趣旨説明を聴き、同遠藤利明君、同青柳陽一郎君、同齋藤健君、同藤田文武君、同浮島智子君、萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

伊藤孝恵君（民主）、山下芳生君（共産）、
船後靖彦君（れ新）

（衆第6号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和2年12月4日（金）（第6回）

- ・請願第3号外45件を審査した。
- ・教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	小川 克巳 (自民)	そのだ 修光 (自民)	福島 みずほ (立憲)
理事	石田 昌宏 (自民)	羽生田 俊 (自民)	塩田 博昭 (公明)
理事	自見 はなこ (自民)	藤井 基之 (自民)	山本 博司 (公明)
理事	石橋 通宏 (立憲)	古川 俊治 (自民)	東 徹 (維新)
理事	矢倉 克夫 (公明)	本田 顕子 (自民)	梅村 聡 (維新)
理事	足立 信也 (民主)	三原じゅん子 (自民)	田村 まみ (民主)
	衛藤 晟一 (自民)	打越 さく良 (立憲)	倉林 明子 (共産)
	こやり 隆史 (自民)	川田 龍平 (立憲)	
	島村 大 (自民)	田島 麻衣子 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願28種類388件のうち、4種類116件を採択した。

〔法律案の審査〕

予防接種 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案（閣法第1号）は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、当該感染症に係る臨時の予防接種の実施について定めるとともに、当該感染症に係るワクチンの製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償することができることとするほか、検疫感染症以外の感染症について検疫法の規定を準用する期間を延長できるとしようにするものである。委員会においては、新型コロナウイルスワクチンの承認審査の在り方、予防接種の実施体制整備のための支援方策、接種勧奨・努力義務規定の適用の在り方、新型コロナウイルスワクチンに係る安全性情報等の収集・公開体制等について質疑を行うと

もに、参考人から意見を聴取し、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

労働者協同組合 労働者協同組合法案（第201回国会衆第26号）は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする労働者協同組合を法制化し、当該組合に関し、設立、管理その他必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、発議者衆議院議員篠原孝君から趣旨説明を聴取した後、法制化の意義、事業に従事する組合員の労働者性の担保、組合が行う事業の内容等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

11月17日、コロナ禍において顕在化した我が国の労働者を取り巻く問題に対する厚労大臣の認識、コロナ禍において大きな影響を受けた業種に多い女性の非正規雇用労働者の雇用維持対策、カスタマーハラスメント対策に関する厚労省及び関係省庁の取組及び連携の状況、コロナ禍

における医療機関への切れ目のない支援策、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに対する国家検定の在り方、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保及び管理の状況、不育症の検査・治療費に対する国の助成制度創設の必要性、産後ケア事業に係る自治体間格差を縮小させるための国の支援策、社会保障制度を維持する上での自助・共助・公助の考え方、後期高齢者の患者自己負担割合が3割の現役並み所得者の対象拡大の可能性、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえた地域医療構想の見直しの必要性等について質疑を行った。

11月19日、新型コロナウイルス感染症対策等に関する件を議題とし、かかりつけ医によるオンライン診療を原則とすることに対する厚労省の見解、高齢者施設職員がPCR検査を容易に受けることができる体制づくりの必要性、ウイルスの変異に対応した新型コロナウイルス感染症の定義見直しの必要性、新型コロナウイルス感染症に係る大規模・集中的な検査の効果に対する厚労大臣の認識及び実施状況、自治体の妊産婦総合対策事業の実施状況及び母性健康管理措置による休

暇取得支援助成金の支給状況、コロナ禍における介護施設等の経営を介護報酬の引上げ等の支援により下支えする必要性、雇用調整助成金の対象となる在籍出向の期間を1年以上とする必要性、テレワーク・時差出勤等を積極的に行える職場づくりの取組に係る厚労大臣の所見、新型コロナウイルス感染症影響下で顕在化した男女間格差への取組等について質疑を行った。

12月3日、研究開発税制等を通じた新薬の開発支援に対する厚労省の考え、生活保護がセーフティネットとして機能していないとの考えに対する厚労大臣の見解、異なるメーカーの新型コロナウイルスワクチンの接種を防ぐ体制の確立に向けた決意、大臣挨拶における就職氷河期世代支援の「社会機運を醸成し」に込めた厚労大臣の決意、新型コロナウイルス感染症対応における自衛隊の活用開始時期及び役割、非常時の対応として2021年度薬価改定の実施を見送る必要性、必要な雇用保険財源を公費により確保する必要性と確保へ向けた厚労大臣の決意等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年11月12日(木) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○令和2年11月17日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・コロナ禍における雇用対策に関する件、コロナ禍において困窮する女性への支援策に関する件、カスタマーハラスメント対策の推進に関する件、コロナ禍における医療機関への支援策に関する件、新型コロナウイルス感染症

に係るワクチンの開発状況及び生産・流通体制に関する件、不育症患者に対する支援に関する件、産前・産後支援の推進に関する件、自助・共助・公助の考え方に関する件、後期高齢者の患者自己負担割合の見直しに関する件、感染症を踏まえた地域医療構想見直しの必要性に関する件等について田村厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、三原厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、

田村まみ君（民主）、羽生田俊君（自民）、藤井基之君（自民）、本田顕子君（自民）、塩田博昭君（公明）、矢倉克夫君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和2年11月19日（木）（第3回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・新型コロナウイルス感染症対策等に関する件について田村厚生労働大臣、三原厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梅村聡君（維新）、東徹君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）、自見はなこ君（自民）、塩田博昭君（公明）、矢倉克夫君（公明）、田島麻衣子君（立憲）、打越さく良君（立憲）

○令和2年11月24日（火）（第4回）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について田村厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、山本厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、古川俊治君（自民）、塩田博昭君（公明）、矢倉克夫君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和2年11月26日（木）（第5回）

- ・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

国立感染症研究所所長 脇田隆字君
川崎市健康福祉局医務監
川崎市立看護短期大学長 坂元昇君

江戸川大学メディアコミュニケーション学部教授

薬害オンブズパーソン会議メンバー 隈本邦彦君

北里大学大村智記念研究所ウイルス感染制御学教授 片山和彦君

〔質疑者〕

本田顕子君（自民）、石橋通宏君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、梅村聡君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和2年12月1日（火）（第6回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について田村厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

福島みずほ君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、藤井基之君（自民）、塩田博昭君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

（閣法第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ・労働者協同組合法案（第201回国会衆第26号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員篠原孝君から趣旨説明を聴いた。

○令和2年12月3日（木）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・労働者協同組合法案（第201回国会衆第26号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員足立康史君、同榎屋敬悟君、同篠原孝君、同橋本岳君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

梅村聡君（維新）、石橋通宏君（立憲）、里見隆治君（公明）、石田昌宏君（自民）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

(第201回国会衆第26号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

- ・新薬の開発支援に関する件、生活保護の運用の在り方に関する件、新型コロナウイルスワクチン接種の安全性確保に関する件、就職氷河期世代に対する支援方策に関する件、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策に関する件、2021年度薬価改定の在り方に関する件、コロナ禍における雇用対策に関する件等について田村厚生労働大臣、三原厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、吉川内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

本田顕子君（自民）、打越さく良君（立憲）、
川田龍平君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、
東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林
明子君（共産）

○令和2年12月4日(金) (第8回)

- ・請願第109号外115件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第4号外271件を審査した。
- ・社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

農林水産委員会

委員一覧 (21名)

委員長	上月 良祐 (自民)	野村 哲郎 (自民)	森 ゆうこ (立憲)
理事	堂故 茂 (自民)	林 芳正 (自民)	河野 義博 (公明)
理事	藤木 眞也 (自民)	舞立 昇治 (自民)	熊野 正士 (公明)
理事	山田 修路 (自民)	宮崎 雅夫 (自民)	高橋 光男 (公明)
理事	田名部 匡代 (立憲)	山田 俊男 (自民)	石井 苗子 (維新)
理事	紙 智子 (共産)	石垣 のりこ (立憲)	舟山 康江 (民主)
	高橋 克法 (自民)	郡司 彰 (立憲)	須藤 元気 (無)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類29件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

種苗法の一部を改正する法律案は、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国等の制限、農業者の自家増殖に係る特例の廃止等により、育成者権者の意思に反して登録品種が海外に流出することを防止するための措置のほか、育成者権を活用しやすくするための措置等を講じようとするものである。なお、衆議院において、輸出先国の指定等に関する規定の施行期日を令和2年12月1日から令和3年4月1日に改めること等を内容とする修正が行われた。委員会では、参考人から意見を聴取するとともに、優良品種の海外流出防止の実効性、登録品種の自家増殖に係る農業者の特例の廃止による影響、品種開発における公的機関の役割等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決され

た。なお、附帯決議が付された。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における取引記録の作成及び保存の義務付け、適法に採捕されたものである旨の証明書が添付されていない輸出入の規制等の措置を講じようとするものである。委員会では、流通段階で対策を講じる意義、規制対象魚種とする基準と手続、流通情報の電子化及び関係者の負担軽減等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月17日、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農家に対する支援措置の継続及び予算確保の必要性、持続化給付金及び高収益作物次期作支援交付金の運用における混乱に対する行政の責任、新型コロナウイルス感染症の影響により和牛肉の需要が減少している一方で、米国産牛肉の輸入が増加している状況に対す

る認識及び対策の必要性、有機JASの登録認証機関によって認証費用に大きな差が生じている理由、政府の家畜排せつ物対策において微生物を活用した設備を補助対象とする必要性、新規就農者確保及び経営継承につなげる具体的な施策、農林水産分野におけるデジタル化及びスマート農業の推進の取組方針並びにスマート農業に適した農地の基盤整備の必要性、農業者戸別所得補償制度の導入により米の超過作付面積が減少したことの確認、米の需給調整のため減反及び農業者戸別所得補償制度を復活させる必要性等について質疑を行った。

11月24日、食料・農業・農村基本計画に対する農業者の関心が低い理由、食料・農業・農村基本計画において中小・家族経営に言及するようになった理由、高収益作物次期作支援交付金の運用見直しを行った経緯、日本酒の国内消費拡大及び

輸出促進並びに山田錦等の酒造好適米の安定生産に向けた支援、ソーラーシェアリングの普及に向けた課題及び推進策、微生物を活用した家畜排せつ物堆肥化設備の整備に利用可能な補助事業及び予算確保の必要性、食料安全保障の確保という長期的視点に立った米政策の検証の必要性等について質疑を行った。

12月1日、行政ニーズに対応するための農林水産省の人員確保及び国立研究開発法人の予算確保の必要性、香川県等で相次ぎ発生している高病原性鳥インフルエンザの感染ルートと防疫措置の状況、食品ロス削減の取組に対する人工知能の活用状況、水田と畑地に価格差がある中で農業農村整備事業による水田の畑地化が進む可能性、漁業収入安定対策の機能強化及び法制化を速やかに行う必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年11月12日(木) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○令和2年11月17日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・新型コロナウイルス感染症対策としての農業等への支援に関する件、日米貿易協定に関する件、有機農業に関する件、農業農村整備事業に関する件、米政策に関する件等について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

堂故茂君(自民)、藤木眞也君(自民)、森ゆうこ君(立憲)、石垣のりこ君(立憲)、河野義博君(公明)、石井苗子君(維新)、

舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

○令和2年11月24日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・食料・農業・農村基本計画に関する件、新型コロナウイルス感染症対策としての農業等への支援に関する件、再生可能エネルギーの普及促進に関する件、畜産環境対策に関する件、米政策に関する件等について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高橋克法君(自民)、郡司彰君(立憲)、高橋光男君(公明)、石井苗子君(維新)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

- ・種苗法の一部を改正する法律案(第201回国

会閣法第37号) (衆議院送付) について野上農林水産大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めたことを決定した。

○令和2年11月26日(木) (第4回)

- ・政府参考人の出席を求めたことを決定した。
- ・種苗法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第37号) (衆議院送付) について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行った。

- ・質疑

[質疑者]

山田修路君(自民)、田名部匡代君(立憲)、河野義博君(公明)、石井苗子君(維新)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

- ・参考人に対する質疑

[参考人]

有限会社矢祭園芸代表取締役
全国新品種育成者の会前会長 金澤美浩君
公益社団法人全国愛農会会長
家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン
代表 村上真平君

[質疑者]

山田修路君(自民)、森ゆうこ君(立憲)、高橋光男君(公明)、石井苗子君(維新)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

○令和2年12月1日(火) (第5回)

- ・政府参考人の出席を求めたことを決定した。
- ・種苗法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第37号) (衆議院送付) について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

宮崎雅夫君(自民)、石垣のりこ君(立憲)、森ゆうこ君(立憲)、河野義博君(公明)、石井苗子君(維新)、舟山康江君(民主)、

紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

(第201回国会閣法第37号)

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産、無(須藤元気君)

なお、附帯決議を行った。

- ・農林水産省における定員管理に関する件、高病原性鳥インフルエンザ対策に関する件、食品ロス削減に向けた取組に関する件、農業農村整備事業に関する件、漁業経営安定対策に関する件等について野上農林水産大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

郡司彰君(立憲)、石井苗子君(維新)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

- ・特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案(閣法第4号) (衆議院送付) について野上農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年12月3日(木) (第6回)

- ・政府参考人の出席を求めたことを決定した。
- ・特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案(閣法第4号) (衆議院送付) について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、宇都外務副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

舞立昇治君(自民)、田名部匡代君(立憲)、高橋光男君(公明)、石井苗子君(維新)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

(閣法第4号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無(須藤元気君)

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年12月4日(金) (第7回)

- ・請願第46号外28件を審査した。
- ・農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	有田 芳生 (立憲)	江島 潔 (自民)	里見 隆治 (公明)
理事	青山 繁晴 (自民)	岡田 広 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理事	加田 裕之 (自民)	佐藤 啓 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	宮本 周司 (自民)	高橋 はるみ (自民)	石井 章 (維新)
理事	磯崎 哲史 (民主)	松村 祥史 (自民)	浜野 喜史 (民主)
理事	岩渕 友 (共産)	宮沢 由佳 (立憲)	ながえ 孝子 (碧水)
	阿達 雅志 (自民)	森本 真治 (立憲)	安達 澄 (無)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願10種類28件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

11月24日、中小企業のデジタル化の推進に関する件、RCEP協定の意義と今後の取組に関する件、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の取扱いに関する件、新型コロナウイルス感染症

の影響に係る経済対策及び事業者支援に関する件、自動車関連税制改正の在り方に関する件、押印手続の見直しへの取組に関する件、航空機製造産業に対する支援の在り方に関する件、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組方針に関する件、経済産業省のデジタル化関連予算要求に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年11月19日(木) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○令和2年11月24日(火) (第2回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・中小企業のデジタル化の推進に関する件、RCEP協定の意義と今後の取組に関する件、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の取扱いに関する件、新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済対策及び事業者支

援に関する件、自動車関連税制改正の在り方に関する件、押印手続の見直しへの取組に関する件、航空機製造産業に対する支援の在り方に関する件、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組方針に関する件、経済産業省のデジタル化関連予算要求に関する件等について梶山国土大臣、江島経済産業副大臣、赤澤内閣府副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、岡下内閣府大臣政務官、鳩山国土交通大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質

疑を行った。

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、青山繁晴君（自民）、
森本真治君（立憲）、宮沢由佳君（立憲）、
新妻秀規君（公明）、石井章君（維新）、浜
野喜史君（民主）、岩淵友君（共産）、なが
え孝子君（碧水）、安達澄君（無）

○令和2年12月4日（金）（第3回）

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・請願第21号外27件を審査した。
- ・経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	江崎	孝 (立憲)	岩本	剛人 (自民)	森屋	隆 (立憲)
理事	足立	敏之 (自民)	金子	原二郎 (自民)	竹内	真二 (公明)
理事	大野	泰正 (自民)	清水	真人 (自民)	西田	実仁 (公明)
理事	青木	愛 (立憲)	末松	信介 (自民)	室井	邦彦 (維新)
理事	杉	久武 (公明)	鶴保	庸介 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	浜口	誠 (民主)	牧野	たかお (自民)	武田	良介 (共産)
	青木	一彦 (自民)	増子	輝彦 (自民)	木村	英子 (れ新)
	朝日	健太郎 (自民)	熊谷	裕人 (立憲)		
	岩井	茂樹 (自民)	野田	国義 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（国土交通委員長）であり、これを可決した。

また、本委員会付託の請願4種類25件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

交通政策及び国土強靱化 交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案は、法改正に伴う交通事業への支援及び財源確保並びに高速交通網の整備の在り方、交通事業における人材確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月19日、国土交通行政の諸施策について、赤羽国土交通大臣から説明を聴取した。

11月26日、質疑を行い、2050年カーボンニュートラル実現に向けた国土交通省の取組、公共事業の評価方法を社会の変

化に合わせて見直す必要性、今後の流域治水の在り方、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長及び拡充に向けた取組、令和2年7月豪雨災害の検証及び川辺川ダム建設の必要性、災害復旧に当たる建設業に対する支援の検討状況、中央自動車道の跨道橋の耐震補強工事施工不良に対する国土交通大臣の見解、大深度地下工事の影響及び工事により被害が生じた場合の補償、スーパー・メガリージョン構想により東京一極集中が助長される懸念、コロナ禍における公共交通事業者への具体的な支援の内容、地域公共交通によるクロスセクター効果の重要性、自動車運転者の働き方改革の推進、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後の取組に対する国土交通大臣の見解、要配慮者利用施設における避難確保計画の周知の在り方、心のバリアフリーの推進に対する国土交通大臣の見解、バリアフリーの地域格差の解消に向けた取組、コロナ禍におけるG o T oトラベル事業の実施状況及び今後の対応、民族共生象徴空間（ウポポイ）の

現状及び今後の展開、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに関する国土交通大臣の見解、自動車税環境性能割が被けん引車に課税されることの妥当性、航空産業に対する経済的支援の内容、G o T o トラベル事業から一部地域を除外する判断の基準、全国一律の同事業の見直しの必要性、ユニバーサルデザインタクシーに大型車椅子が横向きに乗車する際の安全性、大型車椅子でも安全に乗車可能なユニバーサルデザインタクシーの確保策などの諸問題が取り上げられた。

12月1日、質疑を行い、札幌市及び大阪市がG o T o トラベル事業の対象から除外された経緯、同事業と新型コロナウイルス感染拡大との間の因果関係、同事業の対象から除外された地域に対する更なる支援の必要性、コロナ禍により厳しい経営状況にある空港運営会社に対する支援策、旧日本道路公団の民営化の趣旨及び民営化以降の高速道路整備の状況、高速道路のS A等における電気自動車用充電施設を利用する車椅子利用者への配

慮、都市再生特別措置法の改正による災害ハザードエリアの開発抑制などへの認識、空き家バンクの利活用の促進及び既存住宅の流通活性化に向けた取組、自転車の活用に向けた環境整備の現状、駅ホームからの転落事故防止対策の推進、E T C 2.0の普及促進に向けた取組、古民家の利活用促進に関する国土交通大臣の所見、規制緩和やデジタル改革などを推進する中での国土交通行政の基本方針、所有者不明土地特措法の活用状況と今後の対応、高速道路料金所のE T C専用化に当たっての未搭載車対策、地籍調査等における国土交通省及び林野庁の連携促進並びに新技術の活用、コロナ禍を前提としたリニア中央新幹線の需要予測及び建設債務の償還計画の見直し、リニア建設工事に伴い発生する残土処理問題、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の在り方、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた経済産業省の取組などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年11月19日(木) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- ・国土交通行政の諸施策に関する件について赤羽国土交通大臣から説明を聴いた。

○令和2年11月26日(木) (第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・流域治水の在り方に関する件、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後の取組に関する件、中央自動車道の跨道橋の耐震補強工事施工不良に関する件、公共交通の維持・確保に関する件、G o T o トラベル事業に関する件、バリアフリーの地域格差の解消

に関する件、民族共生象徴空間に関する件、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに関する件、ユニバーサルデザインタクシーに関する件等について赤羽国土交通大臣、伊藤財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大野泰正君(自民)、足立敏之君(自民)、青木愛君(立憲)、森屋隆君(立憲)、杉久武君(公明)、室井邦彦君(維新)、浜口誠君(民主)、武田良介君(共産)、木村英子君(れ新)

○令和2年12月1日(火) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。

- ・交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案（衆第5号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長あかま二郎君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理盛山正仁君、同小宮山泰子君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

森屋隆君（立憲）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）

（衆第5号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
れ新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- ・GoToトラベル事業に関する件、空き家対策の推進及び既存住宅の活用に関する件、駅ホームからの転落事故防止対策に関する件、国土交通行政の基本方針に関する件、高速道路料金所のETC専用化に当たっての未搭載車対策に関する件、リニア中央新幹線建設に関する件、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関する件等について赤羽国土交通大臣、岩井国土交通副大臣、朝日国土交通大臣政務官、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、
竹内真二君（公明）、室井邦彦君（維新）、
浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和2年12月4日（金）（第4回）

- ・請願第23号外24件を審査した。
- ・国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	長浜 博行 (立憲)	尾辻 秀久 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	滝沢 求 (自民)	関口 昌一 (自民)	宮崎 勝 (公明)
理事	三木 亨 (自民)	橋本 聖子 (自民)	柳田 稔 (民主)
理事	徳永 エリ (立憲)	松山 政司 (自民)	市田 忠義 (共産)
理事	片山 大介 (維新)	丸川 珠代 (自民)	寺田 静 (無)
	石井 準一 (自民)	芝 博一 (立憲)	平山 佐知子 (無)
	猪口 邦子 (自民)	鉢呂 吉雄 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

〔国政調査〕

11月19日、環境問題に取り組む企業内科学者の評価の必要性、2050年カーボンニュートラルの法制化及び炭素税導入、

気候変動問題における食品ロス削減対策の意義及び取組、ESG情報の公開の在り方、2050年カーボンニュートラルに向けた原子力発電の在り方、2030年度温室効果ガス排出削減目標の見直し及び石炭火力発電の在り方、ライフスタイルの変革に向けた環境教育の重要性、気候変動の日本近海への影響とブルーカーボンの活用等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年11月17日(火) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○令和2年11月19日(木) (第2回)

- ・政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- ・環境問題に取り組む企業内科学者の評価の必要性に関する件、2050年カーボンニュートラルの法制化及び炭素税導入に関する件、気候変動問題における食品ロス削減対策の意義及び取組に関する件、ESG情報の公開の在り方に関する件、2050年カーボンニュートラルに向けた原子力発電の在り方に関する件、2030年度温室効果ガス排出削減目標の見直し及び石炭火力発電の在り方に関する件、ライ

フスタイルの変革に向けた環境教育の重要性に関する件、気候変動の日本近海への影響とブルーカーボンの活用に関する件等について小泉環境大臣、笹川環境副大臣、江島経済産業副大臣、宮崎環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

猪口邦子君 (自民)、徳永エリ君 (立憲)、竹谷とし子君 (公明)、片山大介君 (維新)、柳田稔君 (民主)、市田忠義君 (共産)、寺田静君 (無)、平山佐知子君 (無)

○令和2年12月4日(金) (第3回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・請願第706号を審査した。
- ・環境及び公害問題に関する調査の継続調査要

求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

委員長	大塚 耕平 (民主)	小野田 紀美 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	衛藤 晟一 (自民)	中西 健治 (自民)	松沢 成文 (維新)
理事	武見 敬三 (自民)	中西 哲 (自民)	小林 正夫 (民主)
理事	羽田 雄一郎 (立憲)	三原じゅん子 (自民)	小池 晃 (共産)
	岩井 茂樹 (自民)	福山 哲郎 (立憲)	木村 英子 (れ新)
	宇都 隆史 (自民)	水岡 俊一 (立憲)	ながえ 孝子 (碧水)
	江島 潔 (自民)	谷合 正明 (公明)	(会期終了日 現在)

委員会経過

○令和2年10月30日(金) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- ・国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	山本 順三（自民）	佐藤 正久（自民）	小西 洋之（立憲）
理事	青木 一彦（自民）	櫻井 充（自民）	田島 麻衣子（立憲）
理事	滝波 宏文（自民）	進藤 金日子（自民）	福島 みずほ（立憲）
理事	馬場 成志（自民）	高階 恵美子（自民）	宮沢 由佳（立憲）
理事	藤川 政人（自民）	高野 光二郎（自民）	河野 義博（公明）
理事	白 眞勲（立憲）	藤木 眞也（自民）	塩田 博昭（公明）
理事	森 ゆうこ（立憲）	古川 俊治（自民）	杉 久武（公明）
理事	石川 博崇（公明）	三木 亨（自民）	若松 謙維（公明）
理事	浅田 均（維新）	三宅 伸吾（自民）	石井 苗子（維新）
理事	山添 拓（共産）	宮島 喜文（自民）	片山 大介（維新）
	青山 繁晴（自民）	山田 修路（自民）	磯崎 哲史（民主）
	磯崎 仁彦（自民）	山田 宏（自民）	浜口 誠（民主）
	上野 通子（自民）	石川 大我（立憲）	矢田 わか子（民主）
	片山 さつき（自民）	打越 さく良（立憲）	田村 智子（共産）
	北村 経夫（自民）	熊谷 裕人（立憲）	大門 実紀史（共産）

（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第203回国会において、本委員会は予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査を議題として、以下のとおり、委員会が開かれた。

まず、菅内閣総理大臣の所信表明演説に対する本会議での各党代表質問の後、11月5日、6日の2日間、質疑が行われた。

質疑においては、日本学術会議の任命除外を巡る経緯及び妥当性、核兵器廃絶に向けて我が国が果たすべき役割、日本学術会議に推薦制が導入された際の答弁と任命除外との論理的整合性、日本学術会議の任命除外理由についての総理の説明責任、日本学術会議の会員推薦過程に

おける事前調整の有無、コロナ禍における教育環境の整備、地方経済活性化を図るための地方への財政再分配の必要性、米中貿易摩擦の再燃リスクに備えた国内産業基盤の強化、携帯電話料金引下げに向けた具体的取組、時代変化を見据えた行政構造改革の必要性、福島第一原子力発電所における処理水の処分方法の決定時期、政府の経済認識と税制の在り方、個人申請化等による小学校休業等対応助成金の支給拡大、日本学術会議が推薦名簿を提出する前に行われた調整の内容等の問題が取り上げられた。

また11月25日、内政・外交の諸問題に関する集中審議が行われた。質疑においては、経済と医療への支援に対する総理の決意、桜を見る会に関する答弁についての総理の責任、新型コロナウイルス感染症の重症化率及び死亡率低下に対する

総理の所見、G o T o トラベルによる感染拡大への影響及び感染拡大の波の今後の見通し、次官級の定員を削減する必要

性、早期の追加的支援を目的としたコロナ予備費の活用等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年11月5日(木) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・予算の執行状況に関する件について菅内閣総理大臣、萩生田文部科学大臣、加藤内閣官房長官、井上国務大臣、梶山経済産業大臣、武田総務大臣、平井内閣府特命担当大臣、橋本国務大臣、西村国務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、茂木外務大臣、赤羽国土交通大臣、岸防衛大臣、田村厚生労働大臣、河野内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、野上農林水産大臣、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

蓮舫君(立憲)、白眞勲君(立憲)、小西洋之君(立憲)、森ゆうこ君(立憲)、二之湯智君(自民)、上野通子君(自民)

○令和2年11月6日(金) (第2回)

- ・予算の執行状況に関する件について菅内閣総理大臣、麻生財務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、武田総務大臣、西村国務大臣、田村厚生労働大臣、茂木外務大臣、河野国務大臣、赤羽国土交通大臣、井上国務大臣、橋本国務大臣、小此木国家公安委員会委員長、平井国務大臣、梶山経済産業大臣、野上農林水産大臣、小泉環境大臣、萩生田文部科学大臣、上川法務大臣、加藤内閣官房長官、三原厚生労働副大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西祐介君(自民)、西田実仁君(公明)、

石川博崇君(公明)、浅田均君(維新)、松沢成文君(維新)、舟山康江君(民主)、矢田わか子君(民主)、小池晃君(共産)

○令和2年11月25日(水) (第3回)

一 集中審議(内政・外交の諸問題) 一

- ・予算の執行状況に関する調査のうち、内政・外交の諸問題に関する件について菅内閣総理大臣、田村厚生労働大臣、上川法務大臣、茂木外務大臣、平井国務大臣、加藤内閣官房長官、橋本国務大臣、西村国務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、赤羽国土交通大臣、野上農林水産大臣、梶山経済産業大臣、小泉環境大臣、萩生田文部科学大臣、河野国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

自見はなこ君(自民)、福山哲郎君(立憲)、河野義博君(公明)、片山大介君(維新)、上田清司君(民主)、田村智子君(共産)

○令和2年12月4日(金) (第4回)

- ・予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	野村 哲郎 (自民)	大家 敏志 (自民)	岸 真紀子 (立憲)
理事	古賀 友一郎 (自民)	酒井 庸行 (自民)	塩村 あやか (立憲)
理事	舞立 昇治 (自民)	自見 はなこ (自民)	吉田 忠智 (立憲)
理事	牧野 たかお (自民)	滝沢 求 (自民)	伊藤 孝江 (公明)
理事	古賀 之士 (立憲)	豊田 俊郎 (自民)	下野 六太 (公明)
理事	里見 隆治 (公明)	西田 昌司 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	芳賀 道也 (民主)	藤井 基之 (自民)	柴田 巧 (維新)
	足立 敏之 (自民)	山田 俊男 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
	赤池 誠章 (自民)	小沼 巧 (立憲)	岩渕 友 (共産)
	今井 絵理子 (自民)	勝部 賢志 (立憲)	武田 良介 (共産)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において、本委員会に付託された案件は、令和元年度決算外2件（第203回国会提出）であり、いずれも審査継続とした。

〔令和元年度決算の審査〕

令和元年度決算外2件は、第203回国会の11月20日に提出され、11月30日、本会議において概要報告及び質疑が行われた

後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取した。

〔国政調査〕

11月30日、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、森田会計検査院長から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○令和2年11月30日(月) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- ・令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書
令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について森田

会計検査院長から説明を聴いた。

- ・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和2年12月4日(金) (第2回)

- ・令和元年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- ・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に

一任することに決定した。

行政監視委員会

委員一覧 (35名)

委員長	野田 国義 (立憲)	柘植 芳文 (自民)	森屋 隆 (立憲)
理事	石井 正弘 (自民)	堂故 茂 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	島村 大 (自民)	徳茂 雅之 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	中西 祐介 (自民)	羽生田 俊 (自民)	三浦 信祐 (公明)
理事	川田 龍平 (立憲)	藤末 健三 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
理事	西田 実仁 (公明)	堀井 巖 (自民)	音喜多 駿 (維新)
理事	梅村 聡 (維新)	松下 新平 (自民)	伊藤 孝恵 (民主)
	有村 治子 (自民)	吉川 ゆうみ (自民)	上田 清司 (民主)
	石田 昌宏 (自民)	石垣 のりこ (立憲)	吉良 よし子 (共産)
	猪口 邦子 (自民)	石橋 通宏 (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
	そのだ 修光 (自民)	小沢 雅仁 (立憲)	浜田 聡 (みん)
	高橋 はるみ (自民)	斎藤 嘉隆 (立憲)	(会期終了日 現在)

国と地方の行政の役割分担に関する小委員 (17名)

小委員長	西田 実仁 (公明)	中西 祐介 (自民)	音喜多 駿 (維新)
	石井 正弘 (自民)	吉川 ゆうみ (自民)	伊藤 孝恵 (民主)
	石田 昌宏 (自民)	石垣 のりこ (立憲)	吉良 よし子 (共産)
	島村 大 (自民)	小沢 雅仁 (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
	高橋 はるみ (自民)	川田 龍平 (立憲)	浜田 聡 (みん)
	徳茂 雅之 (自民)	竹内 真二 (公明)	(2. 12. 1 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において、本委員会は、「国と地方の行政の役割分担に関する小委員会」を設置した。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

11月30日、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置することを決定した。

(国と地方の行政の役割分担に関する小委員会)

11月30日、国と地方の行政の役割分担に関する件について武田総務大臣、葉梨農林水産副大臣、吉川内閣府大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、新型コロナウイルス感染症対策を進める地方の令和2年度の財源不足に対する国の取組方針、普及率・利便性の向上及び取得の簡便化を含むマイナンバー制度の企画立案における国と地方の連携、地方自治体のジーンバンク事業に対して国が支援すべきとの考えに対する農林水産省の見解、種苗法改正案等による自家増殖の許諾料の値上がりの懸念と種子・種苗の安定的かつ安価な供給体

制の確保、総務省行政評価局が地方自治体の相談窓口の実情について様々な調査を行う必要性、地方制度に関する統治機構改革について総合的に担当する組織を政府内に設置する必要性、自治体DXの推進に向けたシステム改修への財政支援の必要性、財政難に苦しむ地方自治体が

巨額の交付金に依存している状況に対する総務大臣の見解、新型コロナウイルス感染拡大に伴うひとり親世帯臨時特別給付金再支給の必要性、NHK訪問員が放送受信機設置時から訪問時までの受信料を免除する行為の不適切性などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年11月30日(月) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- ・国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。
- ・なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における政府参考人及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○令和2年12月4日(金) (第2回)

- ・行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

■ 国と地方の行政の役割分担に関する小委員会

○令和2年11月30日(月) (第1回)

- ・国と地方の行政の役割分担に関する件について武田総務大臣、葉梨農林水産副大臣、吉川内閣府大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高橋はるみ君(自民)、川田龍平君(立憲)、竹内真二君(公明)、音喜多駿君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、岩淵友君(共産)、伊波洋一君(沖縄)、浜田聡君(みんな)

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	水落	敏栄 (自民)	岩本	剛人 (自民)	横沢	高德 (立憲)
理事	高橋	克法 (自民)	加田	裕之 (自民)	高橋	光男 (公明)
理事	長谷川	岳 (自民)	清水	真人 (自民)	安江	伸夫 (公明)
理事	山下	雄平 (自民)	本田	顕子 (自民)	石井	章 (維新)
理事	森本	真治 (立憲)	三浦	靖 (自民)	田村	まみ (民主)
理事	吉川	沙織 (立憲)	宮崎	雅夫 (自民)		
理事	竹谷	とし子 (公明)	山田	太郎 (自民)		
理事	東	徹 (維新)	渡辺	猛之 (自民)		
理事	浜野	喜史 (民主)	木戸口	英司 (立憲)		
理事	倉林	明子 (共産)	鉢呂	吉雄 (立憲)		(会期終了日 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	渡辺	猛之 (自民)	長谷川	岳 (自民)	高橋	光男 (公明)
	岩本	剛人 (自民)	山下	雄平 (自民)	竹谷	とし子 (公明)
	加田	裕之 (自民)	木戸口	英司 (立憲)	東	徹 (維新)
	清水	真人 (自民)	森本	真治 (立憲)	浜野	喜史 (民主)
	高橋	克法 (自民)	吉川	沙織 (立憲)	倉林	明子 (共産)
						(2. 10. 26 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	鉢呂	吉雄 (立憲)	宮崎	雅夫 (自民)	竹谷	とし子 (公明)
	高橋	克法 (自民)	山下	雄平 (自民)	安江	伸夫 (公明)
	長谷川	岳 (自民)	山田	太郎 (自民)	東	徹 (維新)
	本田	顕子 (自民)	森本	真治 (立憲)	浜野	喜史 (民主)
	三浦	靖 (自民)	吉川	沙織 (立憲)	倉林	明子 (共産)
						(2. 10. 26 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○令和2年10月26日(月) (第1回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委

員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長及び議院運営委員長の辞任並びに内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基

本政策委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長及び議院運営委員長の補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・国民の声10人、立憲民主・社民4人、公明党3人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・国民の声9人、立憲民主・社民4人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会、日本共産党及び沖縄の風各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・国民の声17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会3人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各2人、みんなの党1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
自由民主党・国民の声10人、立憲民主・社民3人、公明党2人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、れいわ新選組及び碧水会各1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声14人、立憲民主・社民5人、公明党3人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各2人、沖縄の風及び碧水会各1人 計30人

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会
自由民主党・国民の声12人、立憲民主・社民5人、公明党3人、日本維新の会及び国民民主党・新緑風会各2人、日本共産党1人 計25人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党・国民の声19人、立憲民主・社民8人、公明党5人、日本維新の会2人、国民民主党・新緑風会3人、日本共産党2人、みんなの党1人 計40人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・国民の声7人、立憲民主・社民3人、公明党2人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、情報監視審査会委員の辞任及び補欠選任について決定した。

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月29日及び30日

ロ、時間 自由民主党・国民の声60分、立憲民主・社民50分、公明党30分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各20分

ハ、人数 自由民主党・国民の声及び立憲民主・社民各2人、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人

ニ、順序 1立憲民主・社民 2自由民主党・国民の声 3公明党 4日本維新の会 5国民民主党・新緑風会 6日本共産党 7立憲民主・社民 8自由民主党・国民の声

一、会期を41日間とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年10月29日(木) (第2回)

一、賀詞案起草に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党・国民の声12人、立憲民主・社民5人、公明党3人、日本維新の会及び国民民主党・新緑風会各2人、日本共産党1人

人 計25人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年10月30日(金) (第3回)

一、WE ARE ALL ONEを立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年11月10日(火) (第4回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、検査官の任命同意に関する件について参考人検査官候補者・検査官岡村肇君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、石井章君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、山下雄平君（自民）、安江伸夫君（公明）、木戸口英司君（立憲）

○令和2年11月20日(金) (第5回)

一、気候非常事態宣言決議案（中川雅治君外22名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議において情報監視審査会の報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年11月27日(金) (第6回)

一、次の件について岡田内閣官房副長官、三ッ林内閣府副大臣、藤井内閣府副大臣及び田所法務副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、原子力委員会委員長及び同委員の任命同

意に関する件

ハ、個人情報保護委員会委員の任命同意に関する件

ニ、公安審査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、検察官適格審査会委員予備委員及び国土審議会委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年11月30日(月) (第7回)

一、本会議における令和元年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年12月2日(水) (第8回)

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年12月4日(金) (第9回)

一、法制局長の辞任及び任命に関する件について決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	室井	邦彦（維新）	関口	昌一（自民）	榛葉	賀津也（民主）
理事	尾辻	秀久（自民）	二之湯	智（自民）	市田	忠義（共産）
理事	中川	雅治（自民）	郡司	彰（立憲）		
	世耕	弘成（自民）	秋野	公造（公明）		（会期終了日 現在）

委員会経過

○令和2年10月30日（金）（第1回）

- ・理事の補欠選任を行った。

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	新妻 秀規（公明）	酒井 庸行（自民）	熊谷 裕人（立憲）
理事	足立 敏之（自民）	自見 はなこ（自民）	塩村 あやか（立憲）
理事	馬場 成志（自民）	そのだ 修光（自民）	平木 大作（公明）
理事	斎藤 嘉隆（立憲）	滝沢 求（自民）	室井 邦彦（維新）
理事	杉 久武（公明）	野村 哲郎（自民）	浜口 誠（民主）
	大野 泰正（自民）	藤木 眞也（自民）	武田 良介（共産）
	加田 裕之（自民）	小沼 巧（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第203回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出1件（災害対策特別委員長）の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類15件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

被災者支援 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案は、中規模半壊世帯まで支給対象を拡充する意義、被災者生活再建支援金の支給の在り方、法律案の令和2年7月豪雨の被災世帯への遡及適用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

災害関連義援金 令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

11月20日、質疑を行い、避難勧告と避難指示の一本化に向けた検討状況、コロナ禍における避難所運営及びボランティア不足への対応、令和2年7月豪雨を受けた今後の球磨川流域における治水対策、

コロナ禍との複合災害に対応する地方公共団体への予算措置の必要性、離島の水道事業に対する現状の分析と課題への取組、流域治水への転換に対する防災担当大臣としての考え方、防災対策としての林地におけるメガソーラー施設の開発に対する見解、人間川流域緊急治水対策プロジェクトの現状、感染症及び原子力災害も含めた災害対策を一元的に所管する組織創設の必要性、被災地地方公共団体職員のメンタルヘルスに対する取組、令和元年台風第15号における諸課題への対応状況、地方公共団体及び中小企業におけるBCPの充実、首都直下地震における帰宅困難者対策に関する政府の役割の重要性、自助・共助・公助を組み合わせた具体的な取組、火山噴火時の原子力防災対策、災害関連義援金に係る差押禁止の恒久化及び災害の損失を人的控除より後に控除する「災害損失控除」創設に対する防災担当大臣の見解、農地・農業用施設の災害復旧の遅延に対する防災担当大臣の認識、地方公共団体による災害復旧事業が3年を超える場合の国からの支援延長の可否などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年10月26日(月) (第1回)

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和2年11月18日(水) (第2回)

- ・理事の補欠選任を行った。

○令和2年11月20日(金) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・球磨川流域における治水対策に関する件、災害時の新型コロナウイルス感染症対策に関する件、令和元年の台風被害に対する政府の取組に関する件、感染症及び原子力災害を含めた災害対策に関する件、火山噴火時の原子力防災対策に関する件等について小此木国務大臣、岩井国土交通副大臣、宮内農林水産副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、朝日国土交通大臣政務官、三谷文部科学大臣政務官、小林国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

馬場成志君(自民)、加田裕之君(自民)、熊谷裕人君(立憲)、小沼巧君(立憲)、平木大作君(公明)、室井邦彦君(維新)、浜口誠君(民主)、武田良介君(共産)

○令和2年11月25日(水) (第4回)

- ・被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について小此木内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和2年11月27日(金) (第5回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について小此木内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

足立敏之君(自民)、小沼巧君(立憲)、塩村あやか君(立憲)、杉久武君(公明)、室井邦彦君(維新)、浜口誠君(民主)、武田良介君(共産)

(閣法第2号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、

共産

反対会派 なし

○令和2年12月2日(水) (第6回)

- ・令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第7号)(衆議院提出)について提出者衆議院災害対策特別委員長金子恭之君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

(衆第7号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

○令和2年12月4日(金) (第7回)

- ・請願第812号外14件を審査した。
- ・災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	鈴木 宗男（維新）	猪口 邦子（自民）	徳永 エリ（立憲）
理事	高橋 はるみ（自民）	今井 絵理子（自民）	秋野 公造（公明）
理事	山田 宏（自民）	岩本 剛人（自民）	音喜多 駿（維新）
理事	白 眞勲（立憲）	鶴保 庸介（自民）	川合 孝典（民主）
理事	河野 義博（公明）	三宅 伸吾（自民）	紙 智子（共産）
	有村 治子（自民）	石橋 通宏（立憲）	伊波 洋一（沖縄）
	石田 昌宏（自民）	勝部 賢志（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第203回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願 1 種類 1 件を採択した。

〔国政調査〕

12月2日、沖縄及び北方問題に関しての諸施策について、河野内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び茂木外務大臣から発言があった。

（２）委員会経過

○令和2年10月26日（月）（第1回）

・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和2年12月2日（水）（第2回）

・沖縄及び北方問題に関しての諸施策に関する件について河野内閣府特命担当大臣及び茂木外務大臣から発言があった。

○令和2年12月4日（金）（第3回）

- ・請願第130号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- ・沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	松村 祥史（自民）	二之湯 智（自民）	吉田 忠智（立憲）
理事	岩本 剛人（自民）	藤末 健三（自民）	石川 博崇（公明）
理事	古賀 友一郎（自民）	舞立 昇治（自民）	里見 隆治（公明）
理事	高野 光二郎（自民）	三浦 靖（自民）	西田 実仁（公明）
理事	西田 昌司（自民）	森屋 宏（自民）	片山 大介（維新）
理事	小西 洋之（立憲）	山下 雄平（自民）	柴田 巧（維新）
理事	谷合 正明（公明）	山谷 えり子（自民）	足立 信也（民主）
理事	石井 章（維新）	渡辺 猛之（自民）	浜野 喜史（民主）
	石井 正弘（自民）	青木 愛（立憲）	井上 哲士（共産）
	柘植 芳文（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	山下 芳生（共産）
	徳茂 雅之（自民）	森屋 隆（立憲）	浜田 聡（みん）
	中西 健治（自民）	吉川 沙織（立憲）	

（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第203回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願 1 種類 14件は、保留とした。

（2）委員会経過

○令和 2 年10月26日（月）（第 1 回）

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和 2 年12月 4 日（金）（第 2 回）

- ・請願第185号外13件を審査した。
- ・政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	山谷 えり子（自民）	衛藤 晟一（自民）	高橋 光男（公明）
理事	清水 真人（自民）	北村 経夫（自民）	高木 かおり（維新）
理事	島村 大（自民）	長峯 誠（自民）	柳田 稔（民主）
理事	森 ゆうこ（立憲）	丸川 珠代（自民）	武田 良介（共産）
理事	竹内 真二（公明）	宮本 周司（自民）	船後 靖彦（れ新）
	赤池 誠章（自民）	有田 芳生（立憲）	ながえ 孝子（碧水）
	磯崎 仁彦（自民）	打越 さく良（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第203回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

菅内閣総理大臣は、第203回国会の所信表明演説において、拉致問題は引き続き政権の最重要課題であり、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現に向け、全力を尽くすとともに、菅総理自身が条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合うと

の決意を表明した。また、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して北朝鮮との国交正常化を目指すとした。

12月2日、北朝鮮をめぐる最近の状況について茂木外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について加藤国務大臣からそれぞれ説明を聞いた。

（2）委員会経過

○令和2年10月26日（月）（第1回）

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和2年12月2日（水）（第2回）

- ・北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について茂木外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について加藤国務大臣から説明を聞いた。

○令和2年12月4日（金）（第3回）

- ・北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧（30名）

委員長	松下	新平（自民）	佐藤	正久（自民）	那谷屋	正義（立憲）
理事	青山	繁晴（自民）	高橋	克法（自民）	塩田	博昭（公明）
理事	加田	裕之（自民）	藤井	基之（自民）	高瀬	弘美（公明）
理事	北村	経夫（自民）	本田	顕子（自民）	梅村	聡（維新）
理事	森本	真治（立憲）	松山	政司（自民）	磯崎	哲史（民主）
理事	矢倉	克夫（公明）	山田	太郎（自民）	大塚	耕平（民主）
理事	清水	貴之（維新）	山本	順三（自民）	井上	哲士（共産）
	小川	克巳（自民）	石川	大我（立憲）	伊藤	岳（共産）
	大家	敏志（自民）	古賀	之士（立憲）	高良	鉄美（沖縄）
	大野	泰正（自民）	田島	麻衣子（立憲）	嘉田	由紀子（碧水）
						（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第203回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

（2）委員会経過

○令和2年10月26日（月）（第1回）

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和2年12月4日（金）（第2回）

- ・政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	石井 浩郎 (自民)	藤末 健三 (自民)	伊藤 孝江 (公明)
理事	進藤 金日子 (自民)	堀井 巖 (自民)	安江 伸夫 (公明)
理事	本田 顕子 (自民)	三木 亨 (自民)	松沢 成文 (維新)
理事	山田 修路 (自民)	宮崎 雅夫 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
理事	宮沢 由佳 (立憲)	山田 俊男 (自民)	伊藤 孝恵 (民主)
理事	竹谷 とし子 (公明)	川田 龍平 (立憲)	田村 まみ (民主)
	上野 通子 (自民)	岸 真紀子 (立憲)	大門 実紀史 (共産)
	太田 房江 (自民)	野田 国義 (立憲)	
	徳茂 雅之 (自民)	福島 みずほ (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第203回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月27日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく令和元年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について井上内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

12月2日、ゲーム障害の原因に対する政府の認識と今後の対応、海外における日本アニメの海賊版サイトの現状と対策、同人誌即売会等の支援を通じた地方創生の取組、地方分権改革推進のための郵便局における地方公共団体の事務の取扱い、東京一極集中是正の流れを一層進めるための地方創生の取組、国民生活センターのこれまでの成果と今後果たしていくべき役割、エシカル消費の普及啓発に向けた消費者庁の取組、実験動物の適正な取扱いに係る環境省の取組への消費者庁の対応方針、柔軟仕上げ剤等の香料による健康被害対策に消費者庁として取り組む必要性、インターネット上の取引を通じ

た消費者被害の防止、他省庁とも連携した食品ロスの削減に向けた消費者庁の取組方針、地方創生移住支援事業拡充による地方移住の推進に係る坂本大臣の決意、道州制を推進する意義と今後の課題、新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺被害等への消費者庁の対応、PCR検査のCt値等の検査基準を適切に見直していく必要性、改正公益通報者保護法の施行に向けた準備状況、消費者教育に資するよう広範な業種を対象としてカスタマーハラスメントに係る調査を行う必要性、食品ロスの削減の推進に係る井上大臣の所見、スーパーシティにおける個人情報保護及び住民等の意向を反映させるための仕組み、スーパーシティとSDGsとの関係、次期SDGsアクションプランにおいて貧困の根絶及び格差の是正を優先課題とする必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年10月26日(月) (第1回)

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和2年11月27日(金) (第2回)

- ・消費者安全法第13条第4項の規定に基づく令和元年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について井上内閣府特命担当大臣から説明を聞いた。

○令和2年12月2日(水) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・同人誌即売会等の支援を通じた地方創生の取組に関する件、地方分権改革推進のための郵便局における地方公共団体の事務の取扱いに関する件、エシカル消費の普及啓発に関する件、インターネット上の取引を通じた消費者被害の防止に関する件、道州制を推進する意義と今後の課題に関する件、改正公益通報者保護法の施行に向けた準備状況に関する件、スーパーシティとSDGsとの関係に関する件等について坂本国土大臣、井上内閣府特命担当大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君(自民)、徳茂雅之君(自民)、
福島みずほ君(立憲)、安江伸夫君(公明)、
柳ヶ瀬裕文君(維新)、田村まみ君(民主)、
大門実紀史君(共産)

○令和2年12月4日(金) (第4回)

- ・地方創生及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	杉尾 秀哉（立憲）	進藤 金日子（自民）	横沢 高德（立憲）
理事	そのだ 修光（自民）	高階 恵美子（自民）	佐々木さやか（公明）
理事	羽生田 俊（自民）	滝波 宏文（自民）	下野 六太（公明）
理事	森 まさこ（自民）	堂故 茂（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	和田 政宗（自民）	豊田 俊郎（自民）	横山 信一（公明）
理事	田名部 匡代（立憲）	福岡 資麿（自民）	梅村 みずほ（維新）
理事	真山 勇一（立憲）	増子 輝彦（自民）	榛葉 賀津也（民主）
理事	若松 謙維（公明）	宮島 喜文（自民）	芳賀 道也（民主）
理事	石井 苗子（維新）	宮本 周司（自民）	舟山 康江（民主）
	石田 昌宏（自民）	吉川 ゆうみ（自民）	岩渕 友（共産）
	片山 さつき（自民）	石垣 のりこ（立憲）	紙 智子（共産）
	佐藤 啓（自民）	江崎 孝（立憲）	渡辺 喜美（みん）
	酒井 庸行（自民）	小沢 雅仁（立憲）	
	清水 真人（自民）	木戸口 英司（立憲）	

（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第203回国会において本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願 1 種類 1 件は、保留とした。

〔国政調査〕

11月30日、東日本大震災復興の総合的対策に関する件について、平沢復興大臣から発言があった。

12月2日、質疑を行い、復興施策における財政支援及び税制等を存続させる必要性、東京電力福島第一原子力発電所に係るALPS処理水の処分方法の安全性、処理水の処分方針決定に当たっての農林水産業及び観光業における風評対策、復興庁が存続する残りの10年に向けた復興大臣の決意、トリチウム以外の核種が規制基準を超える処理水の再浄化の状況、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による浸水想定を基に復興事業を見直す必要性、復興関連のNPOへの補助事業に対

する現状認識及び今後の取組方針、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育の全国展開、国際教育研究拠点構想における研究施設等の連携及び効果的な研究開発体制の構築、原子力災害被災地域への移住体験を含めた移住・定住施策を促進させる取組、福島新エネ社会構想の改定に向けた今後の取組、処理水の処分をめぐる問題に関する結論を出す時期、福島県以外での処理水の処分を選択肢として検討する必要性、原子力緊急事態宣言の解除の見通し、長期的な野生動植物のモニタリングによる食品の安全性の確保、医療・介護保険等の一部負担金等の減免措置を継続する必要性、処理水の海洋放出に反対する漁業関係者の要望に対する復興大臣の見解、東日本大震災発災当時の与野党党首会談に関する記録の有無などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年10月26日(月) (第1回)

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和2年11月30日(月) (第2回)

- ・東日本大震災復興の総合的対策に関する件について平沢復興大臣から発言があった。

○令和2年12月2日(水) (第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・東日本大震災復興の総合的対策に関する件について平沢復興大臣、亀岡復興副大臣、江島経済産業副大臣、葉梨農林水産副大臣、横山復興副大臣、小野田法務大臣政務官、三谷文部科学大臣政務官、佐藤経済産業大臣政務官、宮崎環境大臣政務官、神谷内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

森まさこ君(自民)、木戸口英司君(立憲)、横沢高德君(立憲)、若松謙維君(公明)、梅村みずほ君(維新)、芳賀道也君(民主)、岩渕友君(共産)、渡辺喜美君(みんな)

○令和2年12月4日(金) (第4回)

- ・請願第552号を審査した。
- ・東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

賀詞案起草に関する特別委員会

委員一覧（25名）

委員長	水落 敏栄（自民）	山下 雄平（自民）	竹谷 とし子（公明）
	岩本 剛人（自民）	山田 太郎（自民）	安江 伸夫（公明）
	加田 裕之（自民）	渡辺 猛之（自民）	東 徹（維新）
	清水 真人（自民）	木戸口 英司（立憲）	石井 章（維新）
	高橋 克法（自民）	鉢呂 吉雄（立憲）	田村 まみ（民主）
	長谷川 岳（自民）	森本 真治（立憲）	浜野 喜史（民主）
	本田 顕子（自民）	横沢 高德（立憲）	倉林 明子（共産）
	三浦 靖（自民）	吉川 沙織（立憲）	
	宮崎 雅夫（自民）	高橋 光男（公明）	
			（2.10.29 現在）

（1）審議概観

第203回国会において、本特別委員会は、立皇嗣の礼につき天皇陛下並びに皇嗣殿下に奉呈する賀詞案を起草した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

（2）委員会経過

○令和2年10月29日（木）（第1回）

- ・特別委員長を選任した。
- ・賀詞案を起草した。

2 調査会審議経過

国際経済・外交に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	鶴保 庸介 (自民)	朝日 健太郎 (自民)	木戸口 英司 (立憲)
理事	今井 絵理子 (自民)	猪口 邦子 (自民)	熊谷 裕人 (立憲)
理事	柘植 芳文 (自民)	小野田 紀美 (自民)	田島 麻衣子 (立憲)
理事	丸川 珠代 (自民)	金子 原二郎 (自民)	横沢 高德 (立憲)
理事	川田 龍平 (立憲)	中西 祐介 (自民)	里見 隆治 (公明)
理事	三浦 信祐 (公明)	二之湯 智 (自民)	高橋 光男 (公明)
理事	柳ヶ瀬 裕文 (維新)	山田 修路 (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
理事	上田 清司 (民主)	吉川 ゆうみ (自民)	
理事	伊藤 岳 (共産)	小沼 巧 (立憲)	(会期終了日 現在)

調査会経過

○令和2年12月4日(金) (第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・国際経済・外交に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	芝 博一（立憲）	足立 敏之（自民）	石垣 のりこ（立憲）
理 事	豊田 俊郎（自民）	小川 克巳（自民）	勝部 賢志（立憲）
理 事	三宅 伸吾（自民）	島村 大（自民）	塩田 博昭（公明）
理 事	山田 太郎（自民）	高橋 克法（自民）	下野 六太（公明）
理 事	牧山 ひろえ（立憲）	堂故 茂（自民）	梅村 みずほ（維新）
理 事	杉 久武（公明）	羽生田 俊（自民）	大塚 耕平（民主）
理 事	高木 かおり（維新）	藤川 政人（自民）	浜田 聡（みん）
理 事	伊藤 孝恵（民主）	山田 俊男（自民）	
理 事	岩渕 友（共産）	和田 政宗（自民）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国政の基本的事項のうち、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。

本調査会では、3年間の調査テーマである「誰もが安心できる社会の実現」の

下、1年目は「困難を抱える人々の現状」について鋭意調査を進めてきた。

今国会において協議を行った結果、2年目は「困難を抱える人々への対応」について調査を進めることに決定し、12月4日、その旨を調査会に報告した。

（2）調査会経過

○令和2年10月26日（月）（第1回）

- ・調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○令和2年12月4日（金）（第2回）

- ・国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

資源エネルギーに関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	宮沢	洋一 (自民)	阿達	雅志 (自民)	塩村	あやか (立憲)
理 事	滝波	宏文 (自民)	こやり	隆史 (自民)	森屋	隆 (立憲)
理 事	三浦	靖 (自民)	自見	はなこ (自民)	竹内	真二 (公明)
理 事	宮崎	雅夫 (自民)	高階	恵美子 (自民)	新妻	秀規 (公明)
理 事	青木	愛 (立憲)	高野	光二郎 (自民)	音喜多	駿 (維新)
理 事	河野	義博 (公明)	高橋	はるみ (自民)	舟山	康江 (民主)
理 事	梅村	聡 (維新)	藤木	眞也 (自民)	市田	忠義 (共産)
理 事	田村	まみ (民主)	宮島	喜文 (自民)		
理 事	山添	拓 (共産)	岸	真紀子 (立憲)		(会期終了日 現在)

調査会経過

○令和2年12月4日(金) (第1回)

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・原子力等エネルギー・資源に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ・閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	林 芳正（自民）	岡田 広（自民）	江崎 孝（立憲）
幹事	石井 準一（自民）	片山 さつき（自民）	小西 洋之（立憲）
幹事	石井 正弘（自民）	古賀 友一郎（自民）	杉尾 秀哉（立憲）
幹事	西田 昌司（自民）	上月 良祐（自民）	福島 みずほ（立憲）
幹事	藤末 健三（自民）	佐藤 正久（自民）	伊藤 孝江（公明）
幹事	那谷屋 正義（立憲）	中川 雅治（自民）	平木 大作（公明）
幹事	白 眞勲（立憲）	中曾根 弘文（自民）	矢倉 克夫（公明）
幹事	西田 実仁（公明）	古川 俊治（自民）	安江 伸夫（公明）
幹事	松沢 成文（維新）	堀井 巖（自民）	浅田 均（維新）
幹事	矢田 わか子（民主）	舞立 昇治（自民）	東 徹（維新）
幹事	山添 拓（共産）	山下 雄平（自民）	足立 信也（民主）
	赤池 誠章（自民）	山田 宏（自民）	浜野 喜史（民主）
	有村 治子（自民）	山谷 えり子（自民）	吉良 よし子（共産）
	磯崎 仁彦（自民）	石川 大我（立憲）	山下 芳生（共産）
	衛藤 晟一（自民）	打越 さく良（立憲）	渡辺 喜美（みん）

（会期終了日 現在）

（1）活動概観

第203回国会において本審査会に付託された議案はなく、付託された請願11種類70件は、いずれも保留とした。

（2）審査会経過

○令和2年11月11日（水）（第1回）

- ・幹事の辞任を許可した。
- ・幹事の選任及び補欠選任を行った。
- ・会長は会長代理に那谷屋正義君を指名した。

○令和2年12月4日（金）（第2回）

- ・請願第24号外69件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	藤井 基之（自民）	堀井 巖（自民）	清水 貴之（維新）
	磯崎 仁彦（自民）	古賀 之士（立憲）	浜口 誠（民主）
	猪口 邦子（自民）	石川 博崇（公明）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

10月26日の本会議で、4名の委員の辞任が許可された後、新たに4名の委員が選任された。同日、選任された4名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われ、その後に関会された審査会において会長が選任された。

〔調査の経過〕

今国会においては、まず、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（対象期間は令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

次に、特定秘密の保護に関する法律第19条により令和2年6月16日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、河野国務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。また、本審査会の年次報告書（令和元年12月）における指摘事項について、政府参考人から説明を聴いた。さらに、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基

準」の一部変更について、政府参考人から報告を聴いた。続いて、令和2年6月19日に内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。

〔調査の概要〕

11月12日、年次報告書（令和2年11月）を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、11月20日の本会議で会長が報告した。

11月18日、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、河野国務大臣から説明を聴いた。

12月2日、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。また、本審査会の年次報告書（令和元年12月）における指摘事項について政府参考人から説明を聴いた。さらに、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評

価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」の一部変更について、政府参考人から報告を聴いた。続いて、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書

ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 審査会経過

○令和2年10月26日(月) (第1回)

- ・議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- ・会長の補欠選任を行った。

○令和2年11月12日(木) (第2回)

- ・議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- ・本審査会の調査及び審査に関する年次報告書を提出することを決定した。
- ・本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

○令和2年11月18日(水) (第3回)

- ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について河野国務大臣から説明を聴いた。

○令和2年12月2日(水) (第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価

の実施の状況に関する報告に関する件について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

- ・本審査会の年次報告書における指摘事項に関する件について政府参考人から説明を聴いた。
- ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更に関する件について政府参考人から報告を聴いた。
- ・特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- ・会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

(3) 審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、平成30年5月及び令和元年6月に政府が国会に提出した年次報告等を基に、平成29年末時点及び平成30年末時点の特定秘密の指定等について調査を行い、11月12日、報告書を議長に提出した。本報告書の対象期間は令和元年9月1日から令和2年8月31日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

政府から、政府が国会に提出した年次報告等について説明を聴取し、質疑を行い、特定秘密を指定している各行政機関から、特定秘密の指定等の状況について説明を聴取した。その後、本審査会が設定した6つの抽出テーマごとに、関係行政機関から説明を聴取し、質疑を行ったほか、警察庁から、審査会が要求した特定秘密の提示を受けた。さらに、大臣等に対し締めくくり的な質疑を行った。

2 主な指摘事項の概要

以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

ア 本審査会が行政機関に説明を求めた場合には、本審査会が厳格な保護措置を講じていることに鑑み、必要に応じて公にされていない情報を交えた説明を行うなど、真摯かつ適切に対応すること。

イ 本審査会から特定秘密の提示を求められた場合は、提示するのが原則であることを強く認識するよう改めて周知徹底すること。

ウ 特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密を記録する行政文書の管理に関する不適切な事案が発生した場合には、当該行政機関において速やかに原因分析を行い、再発防止に努めるとともに、こうした情報を内閣情報調査室に提供し、内閣情報調査室は、再発防止に向けた取組を進めること。

エ 制度を所管する内閣情報調査室において、本審査会の指摘を受けて行われた各行政機関の改善状況の確認や各行政機関の改善事例の把握を行い、これらを通じて得られた特定秘密保護制度の運用改善に資する情報については、各行政機関と情報を共有すること。

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかった。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 長	金子 原二郎（自民）	世耕 弘成（自民）	秋野 公造（公明）
幹 事	中川 雅治（自民）	関口 昌一（自民）	谷合 正明（公明）
幹 事	牧野 たかお（自民）	西田 昌司（自民）	石井 苗子（維新）
幹 事	難波 奨二（立憲）	長浜 博行（立憲）	小林 正夫（民主）
	末松 信介（自民）	蓮 舫（立憲）	市田 忠義（共産）
			（会期終了日 現在）

審査会経過

○令和2年10月26日（月）（第3回）

- ・会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、973件（101種類）であり、このうち件数の多かったものは、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」87件、「治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願」50件、「子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安全・安心な保育・学童保育の実現を求めることに関する請願」及び「保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願」各37件、「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願」32件、「公務・公共サービス拡充に関する請願」30件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣92件、総務8件、法務101件、外交防衛80件、財政金融74件、文教科学46件、厚生労働388件、農林水産29件、経済産業28件、国土交通25件、環境1件、災害対策15件、沖縄・北方1件、倫理選挙14件、震災復興1件、憲法70件であった。

請願者の総数は340万9,659人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、11月20日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の5日前の同30日までと決定された。

12月4日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、3委員会において133件（6種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において「法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外132件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／

付託件数）は13.7%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は5.9%であった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	92	0	0	92	0	
総 務	8	0	0	8	0	
法 務	101	16	0	85	16	
外交防衛	80	0	0	80	0	
財政金融	74	0	0	74	0	
文教科学	46	0	0	46	0	
厚生労働	388	116	0	272	116	
農林水産	29	0	0	29	0	
経済産業	28	0	0	28	0	
国土交通	25	0	0	25	0	
環 境	1	0	0	1	0	
災害対策	15	0	0	15	0	
沖縄・北方	1	1	0	0	1	
倫理選挙	14	0	0	14	0	
震災復興	1	0	0	1	0	
憲 法	70	0	0	70	0	
計	973	133	0	840	133	提出総数 973件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 法務委員会…………… 16件
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第199号外15件）
- 厚生労働委員会……………116件
ゆとりとやりがいのある保育現場の創出等に関する請願（第109号）
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願（第148号外19件）
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第253号外86件）
全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立に関する請願（第340号外7件）
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会…………… 1件
北方領土返還促進に関する請願（第130号）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
1	菅義偉政権と拉致問題に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 10. 26	2. 11. 2	2. 11. 6	
2	田中実さんと金田龍光さんに関する質問主意書	有田 芳生君	10. 26	11. 2	11. 6	
3	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 26	11. 2	11. 6	
4	高収益作物次期作支援交付金の運用見直しに関する質問主意書	小沼 巧君	10. 27	11. 2	11. 6	
5	国家安全保障戦略としての新型コロナウイルス感染症対策に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 28	11. 4	11. 10	
6	政治活動の自由と道路使用許可に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 28	11. 4	11. 10	
7	犯罪捜査規範に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 28	11. 4	11. 10	
8	菅総理と蔡英文総統の電話会談に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 29	11. 4	11. 10	
9	日本放送協会から債権回収関連業務を委託されている法人による業務が弁護士法第七十二条に抵触するか否かに関する質問主意書	浜田 聡君	11. 6	11. 11	11. 17	
10	諸外国のパートナーシップ制度のもとで出生した子の出生手続きに関する質問主意書	熊谷 裕人君	11. 10	11. 16	11. 20	
11	日本学術会議会員任命問題における公文書に関する質問主意書	蓮 舫君	11. 11	11. 16	11. 20	
12	菅義偉内閣総理大臣が「日本学術会議」が推薦した会員候補百五名のうち、六名の任命を見送ったことに関する質問主意書	鈴木 宗男君	11. 11	11. 16	11. 20	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
13	日本共産党と破壊活動防止法に関する質問主意書	鈴木 宗男君	2. 11. 11	2. 11. 16	2. 11. 20	
14	環境事務次官による炭素税への言及に関する質問主意書	浜田 聡君	11. 12	11. 18	11. 24	
15	公務部門の障害者雇用の実態と今後の対策に関する質問主意書	浜田 聡君	11. 12	11. 18	11. 24	
16	民間企業の障害者雇用の実態と今後の支援策に関する質問主意書	浜田 聡君	11. 12	11. 18	11. 24	
17	「毎月分配型投資信託」金融商品の過剰な分配金支払いによる構造的な元本割れの可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	11. 12	11. 18	11. 24	
18	家賃支援給付金において、サブリースが除外されている件に関する質問主意書	浜田 聡君	11. 12	11. 18	11. 24	
19	日本放送協会とその委託業者間の業務委託契約書の契約内容が弁護士法第七十二条に抵触するか否かに関する質問主意書	浜田 聡君	11. 13	11. 24	11. 27	
20	「幼児教育・保育の無償化」、「高校無償化」、コロナ禍における「学生支援緊急給付金」に関する国籍・民族に対する差別に関する質問主意書	徳永 エリ君	11. 17	11. 24	11. 27	
21	マスクの代用としてフェイスガード等を用いることに関する質問主意書	浜田 聡君	11. 20	11. 30	12. 4	
22	横浜地方裁判所相模原支部における合議制導入に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	11. 24	11. 30	12. 4	
23	都道府県労働局が発出した「雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の活用について」に関する質問主意書	塩村 あやか君	11. 25	11. 30	12. 4	
24	ゲーム障害に関する質問主意書	平山 佐知子君	11. 30	12. 4	12. 11	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
25	環境事務次官による炭素税への言及が政治的行為に当たるかの見解に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 11. 30	2. 12. 4	2. 12. 11	
26	「明治日本の産業革命遺産」の第四十二回世界遺産委員会決議の勧告に関する質問主意書	勝部 賢志君	12. 1	12. 4	12. 11	
27	アイヌ語の話者を育てる支援策に関する質問主意書	紙 智子君	12. 3	12. 4	12. 15	
28	障害者の就労に関する質問主意書	田島 麻衣子君	12. 3	12. 4	12. 15	
29	G o T o イベント事業の基本姿勢に関する質問主意書	浜田 聡君	12. 3	12. 4	12. 15	
30	G o T o イベント事業の詳細に関する質問主意書	浜田 聡君	12. 3	12. 4	12. 15	
31	「毎月分配型投資信託」金融商品の収益調整金分配による構造的な元本割れの可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	12. 3	12. 4	12. 15	
32	公文書についての考え方に関する質問主意書	浜田 聡君	12. 4	12. 4	12. 15	
33	日本学術会議の存在意義の有無に関する質問主意書	浜田 聡君	12. 4	12. 4	12. 15	
34	新型コロナウイルス感染症（C O V I D—19）と筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（M E ／ C F S）の研究に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 4	12. 4	12. 15	
35	筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（M E ／ C F S）に関する研究の促進と治療体制の確立に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 4	12. 4	12. 15	
36	事態対処法における存立危機事態と武力攻撃発生事態の関係等に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 4	12. 4	12. 15	
37	憲法第十五条と昭和五十八年改正以前の日本学術会議会員の選挙制の関係に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 4	12. 4	12. 15	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
38	日本学術会議法の会員の辞職制度及び退職制度における内閣総理大臣の裁量権の有無に関する質問主意書	小西 洋之君	2. 12. 4	2. 12. 4	2. 12. 15	
39	憲法第十五条と国家公務員の任命行為の有無及びその裁量権の有無に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 4	12. 4	12. 15	
40	日本学術会議と憲法第二十三条の学問の自由の保障の関係に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 4	12. 4	12. 15	
41	歴代政府の法令解釈の考え方（ルール）と菅総理による日本学術会議会員の任命拒否との論理的整合性等に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 4	12. 4	12. 15	
42	安倍前総理後援会主催夕食会への差額負担疑惑報道関連質疑に対する菅総理答弁に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 4	12. 4	12. 15	
43	いわゆる「赤木ファイル」に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 4	12. 4	12. 15	
44	昭和四十四年の高辻内閣法制局長官答弁を日本学術会議会員の任命拒否の合法根拠とすることが詭弁であることに関する質問主意書	小西 洋之君	12. 4	12. 4	12. 15	

(令和2年12月15日現在)

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第189回 (常会)	平成 27. 1. 26(月)	27. 1. 26(月)	27. 9. 27(日)	150	95	245
第190回 (常会)	28. 1. 4(月)	28. 1. 4(月)	28. 6. 1(水)	150	—	150
第191回 (臨時会)	28. 8. 1(月)	28. 8. 1(月)	28. 8. 3(水)	3	—	3
第192回 (臨時会)	28. 9. 26(月)	28. 9. 26(月)	28. 12. 17(土)	66	17	83
第193回 (常会)	29. 1. 20(金)	29. 1. 20(金)	29. 6. 18(日)	150	—	150
第194回 (臨時会)	29. 9. 28(木)	—	29. 9. 28(木) 衆議院解散	—	—	1
第195回 (特別会)	29. 11. 1(水)	29. 11. 8(水)	29. 12. 9(土)	39	—	39
第196回 (常会)	30. 1. 22(月)	30. 1. 22(月)	30. 7. 22(日)	150	32	182
第197回 (臨時会)	30. 10. 24(水)	30. 10. 24(水)	30. 12. 10(月)	48	—	48
第198回 (常会)	31. 1. 28(月)	31. 1. 28(月)	令和 元. 6. 26(水)	150	—	150
第199回 (臨時会)	元. 8. 1(木)	元. 8. 1(木)	元. 8. 5(月)	5	—	5
第200回 (臨時会)	元. 10. 4(金)	元. 10. 4(金)	元. 12. 9(月)	67	—	67
第201回 (常会)	2. 1. 20(月)	2. 1. 20(月)	2. 6. 17(水)	150	—	150
第202回 (臨時会)	2. 9. 16(水)	2. 9. 17(木)	2. 9. 18(金)	3	—	3
第203回 (臨時会)	2. 10. 26(月)	2. 10. 26(月)	2. 12. 5(土)	41	—	41

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2* 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	元. 7. 23(日)	元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回 (臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回 (臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	令和 元. 7. 28	第184回 (臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	4. 7. 25	第191回 (臨時会)	28. 8. 1(月)
第25回	元. 7. 21(日)	元. 7. 29	7. 7. 28	第199回 (臨時会)	元. 8. 1(木)

*任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(会期終了日現在)

菅内閣国務大臣

内閣総理大臣

菅 義偉 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

武田 良太 (衆・自民)

法務大臣

上川 陽子 (衆・自民)

外務大臣

茂木 敏充 (衆・自民)

文部科学大臣

萩生田 光一 (衆・自民)

厚生労働大臣

田村 憲久 (衆・自民)

農林水産大臣

野上 浩太郎 (参・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

梶山 弘志 (衆・自民)

国土交通大臣

赤羽 一嘉 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

小泉 進次郎 (衆・自民)

防衛大臣

岸 信夫 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

加藤 勝信 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

平沢 勝栄 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災、海洋政策))

小此木 八郎 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、規制改革))

河野 太郎 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、地方創生))

坂本 哲志 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

西村 康稔 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (マイナンバー制度))

平井 卓也 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (男女共同参画))

橋本 聖子 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策))

井上 信治 (衆・自民)

内閣官房副長官

坂井 学 (衆・自民)

岡田 直樹 (参・自民)

杉田 和博

副大臣

復興副大臣

亀岡 偉民 (衆・自民)

横山 信一 (参・公明)

内閣府副大臣

赤澤 亮正 (衆・自民)

藤井 比早之 (衆・自民)

三ッ林 裕巳 (衆・自民)

総務副大臣

熊田 裕通 (衆・自民)

新谷 正義 (衆・自民)

法務副大臣

田所 嘉徳 (衆・自民)

外務副大臣

鷲尾 英一郎 (衆・自民)

宇都 隆史 (参・自民)

財務副大臣

伊藤 渉 (衆・公明)

中西 健治 (参・自民)

文部科学副大臣

高橋 ひなこ (衆・自民)

文部科学副大臣

内閣府副大臣

田野瀬 太道 (衆・自民)

厚生労働副大臣

三原じゅん子 (参・自民)

山本 博司 (参・公明)

農林水産副大臣

葉梨 康弘 (衆・自民)

宮内 秀樹 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

長坂 康正 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

江島 潔 (参・自民)

国土交通副大臣

大西 英男 (衆・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

岩井 茂樹 (参・自民)

環境副大臣

笹川 博義 (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

堀内 詔子 (衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

中山 泰秀 (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

岡下 昌平 (衆・自民)

和田 義明 (衆・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

吉川 赳 (衆・自民)

総務大臣政務官

谷川 とむ (衆・自民)

古川 康 (衆・自民)

宮路 拓馬 (衆・自民)

法務大臣政務官

小野田 紀美 (参・自民)

外務大臣政務官

國場 幸之助 (衆・自民)

鈴木 隼人 (衆・自民)

中西 哲 (参・自民)

財務大臣政務官

船橋 利実 (衆・自民)

元榮 太一郎 (参・自民)

文部科学大臣政務官

鱒淵 洋子 (衆・公明)

文部科学大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

三谷 英弘 (衆・自民)

厚生労働大臣政務官

大隈 和英 (衆・自民)

こやり 隆史 (参・自民)

農林水産大臣政務官

池田 道孝 (衆・自民)

熊野 正士 (参・公明)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

宗清 皇一 (衆・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

佐藤 啓 (参・自民)

国土交通大臣政務官

小林 茂樹 (衆・自民)

朝日 健太郎 (参・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

鳩山 二郎 (衆・自民)

環境大臣政務官

宮崎 勝 (参・公明)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

神谷 昇 (衆・自民)

防衛大臣政務官

大西 宏幸 (衆・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

松川 るい (参・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁

一宮 なほみ

内閣法制局長官

近藤 正春

公正取引委員会委員長

古谷 一之

原子力規制委員会委員長

更田 豊志

公害等調整委員会委員長

荒井 勉

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成22年	174 (常会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180 (常会)	5,466	1,518	3,948
	181 (臨時会)	227	174	53
	182 (特別会)	46	44	2
25年	183 (常会)	5,580	1,780	3,800
	184 (臨時会)	138	138	0
	185 (臨時会)	3,089	1,143	1,946
26年	186 (常会)	7,236	1,878	5,358
	187 (臨時会)	1,649	484	1,165
	188 (特別会)	26	22	4
27年	189 (常会)	8,409	1,447	6,962
28年	190 (常会)	4,697	1,003	3,694
	191 (臨時会)	60	53	7
	192 (臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193 (常会)	5,814	1,005	4,809
	194 (臨時会)	13	13	0
	195 (特別会)	719	241	478
30年	196 (常会)	5,696	1,000	4,696
	197 (臨時会)	1,507	329	1,178
令和元年	198 (常会)	3,409	774	2,635
	199 (臨時会)	124	119	5
	200 (臨時会)	1,519	363	1,156
2年	201 (常会)	835	253	582
	202 (臨時会)	18	17	1
	203 (臨時会)	325	106	219

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成								
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	14,829	283,234	55,172	160,834	50,495	14,644	2,089	190
令和 元年	14,101	273,261	46,971	169,599	41,713	11,751	3,227	69
2年	3,015	65,573	7,746	54,280	1,059	2,269	219	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

令和2年の数は、第203回国会終了日(12月5日)現在。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参観を中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を50名程度(10月1日以降100名程度)とする等の感染症対策を講じた上で再開した。

6 参议院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,024	860	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度	94,435	1,351	1,183	135	33
令和元年度	87,574	1,226	1,101	100	25
令和2年度					
4月	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0
7月	136	4	3	1	0
8月	56	2	1	0	1
9月	651	21	21	0	0
10月	1,118	34	32	2	0
11月	1,023	31	30	1	0
(年度途中計)	2,984	92	87	4	1

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。
 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参议院特別体験プログラムを中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を45名、1日の回数を2回、1回の受入団体を1団体とする等の感染症対策を講じた上で再開した。

7 オンライン形式で開催された国際会議

会議名	期間	参加議員	備考
第13回女性議長会議	2. 8.17 ～ 8.18	参議院議長 山東 昭子君	
第5回世界議長会議	2. 8.19 ～ 8.20	参議院議長 山東 昭子君	
第206回 I P U 評議員会	2.11. 1 ～11. 4	日本国会代表团 団長 参議院議長 山東 昭子君 副団長 衆議院議員 鈴木 俊一君 同 武内 則男君	

8 国会に対する報告等 (2.6.18~12.5)

第201回国会閉会後から第203回国会中、法律等に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
令和2年	
6. 19(金)	・ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
23(火)	・ 通貨及び金融の調節に関する報告書
26(金)	・ 令和元年度第4・四半期における予算使用の状況(ただし出納整理期間を含まず。)の報告 ・ 令和元年度第4・四半期における国庫の状況の報告
7. 17(金)	・ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更の報告 ・ 令和元年度革新的事業活動実行計画の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関する報告
21(火)	・ 令和2年1月1日から同年6月30日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
29(水)	・ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について」の報告
31(金)	・ 「令和元年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告 ・ 「令和元年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び「令和2年度高齢社会対策」についての文書 ・ 「令和元年度障害者施策の概況」に関する報告 ・ 「令和元年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和2年度交通安全施策に関する計画」についての報告 ・ 「令和元年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告 ・ 「令和元年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び「令和2年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書 ・ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
9. 4(金)	・ 令和元年度公正取引委員会年次報告書 ・ 令和元年度における予算使用の状況(令和元年度出納整理期間を含む。)の報告 ・ 令和2年度第1・四半期における予算使用の状況の報告 ・ 令和2年度第1・四半期における国庫の状況の報告
10. 7(水)	・ 一般職の職員の給与についての報告、勧告及び公務員人事管理についての報告
9(金)	・ 令和元年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ・ 国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告 ・ 令和元年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
27(火)	・ 令和2年1月20日から同年10月25日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書 ・ 循環器病対策推進基本計画の報告 ・ 「令和元年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告

	28(水)	・ 一般職の職員の給与についての報告
	30(金)	・ 「令和元年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告
11.	6(金)	・ 国と地方の協議の場(令和2年度第2回)における協議の概要に関する報告書
	10(火)	・ シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告 ・ シナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告 ・ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
	20(金)	・ 令和元年度国の債権の現在額総報告 ・ 令和元年度物品増減及び現在額総報告
	24(火)	・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発等)に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見 ・ 「令和元年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告 ・ 2019年の国際連合教育科学文化機関第40回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書 ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構令和元年度特定公募型研究開発業務(創発的研究)に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ・ 独立行政法人日本学術振興会令和元年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター令和元年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する農林水産大臣の意見 ・ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する経済産業大臣の意見 ・ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和元年度特定公募型研究開発業務(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発)に関する報告書及びこれに付する経済産業大臣の意見
12.	1(火)	・ 日本放送協会令和元年度業務報告書及びこれに付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書
	4(金)	・ 令和2年度第2・四半期における予算使用の状況の報告 ・ 令和2年度第2・四半期における国庫の状況の報告

9 国会関係日誌 (2.6.18~12.5)

年月日	事 項
【第201回国会(常会)閉会后】	
令和2年	
6. 18(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆・沖縄北方特別委(沖縄及び北方問題について質疑) ・ 河井あんり参議院議員を公職選挙法違反容疑で逮捕(東京地検) ・ 河井克行衆議院議員を公職選挙法違反容疑で逮捕(東京地検)
19(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参・沖縄・北方特別委(沖縄及び北方問題に関する施策について質疑)
22(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参・決算委(外務省、厚生労働省及び防衛省に係る経理等について質疑)
24(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆・経済産業委(経済産業の基本施策等について質疑)
25(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参・経済産業委(令和2年度第2次補正予算で措置された中小企業の資金繰り支援策等について質疑)
7. 1(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆・厚生労働委(厚生労働関係の基本施策について質疑)
2(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参・厚生労働委(新型コロナウイルス感染症に係る検査試薬の薬事承認等について質疑)
5(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石原健太郎元参議院議員(元衆議院議員)逝去 ・ 東京都知事選、小池百合子氏2選
7(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参・決算委(「防衛省の経理」に関する決議)
8(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆・内閣委(内閣の重要政策等について質疑) ・ 衆・安全保障委(国の安全保障について質疑)
9(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参・内閣委(GoToトラベル事業の適切な執行等について質疑) ・ 参・外交防衛委(イージス・アショア配備プロセスの停止について質疑)
12(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県知事選、塩田康一氏当選
15(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆・予算委(「新型コロナウイルス感染症対策等」について質疑)
16(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参・予算委(集中審議「新型コロナウイルス感染症への対処等」)
22(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参・文部科学委(新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた文部科学行政の中長期的展望等について質疑) ・ 衆・文部科学委(文部科学行政の基本施策について質疑)
26(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菊池長右エ門元衆議院議員逝去 ・ 穂積良行元衆議院議員逝去
28(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参・災害対策特別委(令和2年7月豪雨による被害状況等について報告聴取、同件及び被災自治体への財政的及び人的支援等について質疑) ・ 衆・災害対策特別委(災害対策(令和2年7月豪雨による被害状況等)について説明聴取、質疑)
29(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆・国土交通委(国土交通行政の基本施策について報告聴取、質疑)
30(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参・国土交通委(令和2年7月豪雨による被害状況等及びGoToトラベル事業について報告聴取、令和2年7月豪雨による被害状況等について質疑) ・ 西野康雄元参議院議員逝去
31(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆・臨時国会召集要求書(安住淳君外130名)提出
8. 6(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式、山東議長出席
9(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典、山東議長出席
15(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国戦没者追悼式、山東議長出席
17(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第13回女性議長会議(オンライン会議)(~18日)
19(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆・厚生労働委(厚生労働関係の基本施策(新型コロナウイルス感染症対策等)について質疑)

- ・ 第5回世界議長会議(オンライン会議)(～20日)
- 20(木)・ 参・厚生労働委(新型コロナウイルス感染症に係る治療薬・ワクチンの開発状況等について質疑)
- 22(土)・ 小幡幹雄元参議院事務総長逝去
- 23(日)・ 渡部恒三元衆議院議員(元衆議院副議長)逝去
- 25(火)・ 山口哲夫元参議院議員逝去
- 26(水)・ 参・災害対策特別委(災害廃棄物の処理等について質疑)
- ・ 衆・内閣委(内閣の重要政策等について質疑)
- ・ 菱田嘉明元衆議院議員逝去
- 27(木)・ 参・内閣委(GoToトラベル事業の実施状況と執行管理の在り方等について質疑)
- 28(金)・ 安倍総理、辞意表明
- 31(月)・ 参・国土交通委委員派遣(福岡県、大分県、熊本県)
- 9. 2(水)・ 衆・予算委(「新型コロナウイルス感染症対策等」について質疑)
- 3(木)・ 参・予算委(参考人質疑「新型コロナウイルス感染症への対処等に関する件」)
- 9(水)・ 参・災害対策特別委委員派遣(熊本県)
- 10(木)・ 村上正邦元参議院議員(元労働相)逝去
- 11(金)・ 臨時会召集を閣議決定
- 14(月)・ 参・「立憲・国民・新緑風会・社民」解散
- ・ 青木愛参議院議員外43名、「立憲民主・社民」を結成
- ・ 足立信也参議院議員外13名、「国民民主党・新緑風会」を結成
- ・ 自由民主党総裁選、菅義偉君を選出

【第202回国会(臨時会)】

- 16(水)・ 安倍内閣総辞職
- ・ 衆・本会議(会期の件、内閣総理大臣に菅義偉君を指名)
- ・ 参・本会議(国家基本政策委員長辞任、2常任委員長(経済産業、国家基本政策)選挙、7特別委員会設置、情報監視審査会委員辞任・選任、会期の件、内閣総理大臣に菅義偉君を指名)
- ・ 衆・「立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム」、「立憲民主・国民・社民・無所属」に会派名変更
- ・ 菅内閣発足
- 17(木)・ 衆・本会議(9特別委員会設置)
- ・ 開会式
- 18(金)・ 参・本会議
- ・ 衆・本会議
- ・ 第202回国会閉会

【第202回国会(臨時会)閉会后】

- 10. 7(水)・ 衆・内閣委(内閣の重要政策等について質疑)
- 8(木)・ 参・内閣委(日本学術会議の在り方等について質疑)
- 9(金)・ 上田清司参議院議員、国民民主党・新緑風会へ入会
- 18(日)・ 菅総理、ベトナム、インドネシア訪問(～21日)
- 20(火)・ 臨時会召集を閣議決定
- 21(水)・ 増子輝彦参議院議員、自由民主党・国民の声へ入会
- 22(木)・ 石崎徹衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会
- 25(日)・ 阿部正俊元参議院議員逝去
- ・ 富山県知事選、新田八朗氏当選

- ・ 岡山県知事選、伊原木隆太氏3選

【第203回国会(臨時会)】

- 26(月)・ 参・本会議(15常任委員長辞任、16常任委員長選挙、7特別委員会設置、情報監視審査会委員辞任・選任、会期の件、所信表明演説)
- ・ 衆・本会議(会期の件、14常任委員長辞任、15常任委員長選挙、情報監視審査会委員辞任・選任、9特別委員会設置、初鹿明博君辞職許可、所信表明演説)
- ・ 開会式
- ・ 参・情報監視審査会
- ・ 参・政治倫理審査会
- ・ 衆・憲法審査会(会長辞任・互選)
- ・ 衆・情報監視審査会
- ・ 衆・政治倫理審査会
- ・ 伊藤郁男元参議院議員逝去
- 27(火)・ 浅野哲衆議院議員外6名、立憲民主・国民・社民・無所属を退会
- ・ 衆・「立憲民主・国民・社民・無所属」、「立憲民主党・社民・無所属」に会派名変更
- ・ 衆・「希望の党」解散
- ・ 浅野哲衆議院議員外9名、「国民民主党・無所属クラブ」を結成
- 28(水)・ 衆・本会議(立皇嗣の礼に当たり賀詞奉呈の件、代表質問1日目)
- 29(木)・ 参・本会議(代表質問1日目、立皇嗣の礼につき慶賀の意を表する件(賀詞案起草特別委設置)、賀詞案議決)
- ・ 衆・本会議(代表質問2日目)
- 30(金)・ 参・本会議(代表質問2日目)
- ・ 衆・予算委
- 11. 1(日)・ 第206回IPU評議員会(オンライン会議)(～4日)
- 2(月)・ 衆・予算委(基本的質疑)
- 4(水)・ 衆・予算委(基本的質疑)
- 5(木)・ 参・予算委
- ・ 衆議院東京選挙区、松尾明弘氏繰上補充当選(初鹿明博衆議院議員退職による)、立憲民主党・社民・無所属へ入会
- 6(金)・ 参・予算委
- 8(日)・ 秋篠宮皇嗣殿下立皇嗣の礼
- 9(月)・ 坪井一字元参議院議員逝去
- ・ 佐藤敬夫元衆議院議員逝去
- 10(火)・ 衆・本会議(賀詞奉呈報告、予防接種法案趣旨説明・質疑)
- 12(木)・ 衆・本会議(日英EPA趣旨説明・質疑)
- ・ 参・情報監視審査会(年次報告書提出)
- 15(日)・ 栃木県知事選、福田富一氏5選
- 17(火)・ 衆・情報監視審査会
- 18(水)・ 参・情報監視審査会
- 19(木)・ 衆・本会議(気候非常事態宣言決議、予防接種法案可決)
- ・ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸問題について自由討議)
- 20(金)・ 参・本会議(賀詞奉呈報告(開会前)、気候非常事態宣言決議、予防接種法案趣旨説明・質疑、情報監視審査会の調査及び審査の報告)
- ・ 衆・本会議
- 24(火)・ 衆・本会議(日英EPA承認)

- ・ 衆・情報監視審査会
- 25(水)・ 参・予算委(集中審議「内政・外交の諸問題」)
- ・ 衆・予算委(集中審議「内外の諸課題」)
- 26(木)・ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸問題について自由討議、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案について質疑)
- 27(金)・ 参・本会議(日英EPA趣旨説明・質疑)
- 29(日)・ 議会開設百三十年記念式典
- 30(月)・ 参・本会議(令和元年度決算の概要報告・質疑)
- ・ 参・決算委(令和元年度決算概要説明)
- ・ 鳥居一雄元衆議院議員逝去
- 12. 1(火)・ 参・厚生労働委(予防接種法案可決)
- 2(水)・ 参・本会議(予防接種法案可決)
- ・ 参・情報監視審査会
- ・ 参議院各会派代表者懇談会
- 3(木)・ 参・外交防衛委(日英EPA承認)
- ・ 衆・憲法審査会(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案について質疑、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸問題について自由討議)
- ・ 衆・情報監視審査会
- 4(金)・ 参・本会議(日英EPA承認)
- ・ 衆・本会議
- 5(土)・ 第203回国会閉会